

障がい者のしおり



久喜市福祉事務所

令和8年4月発行

障害程度別 該当事業 一覽

(△は一部該当)

この一覽表は目安です。
詳細は各制度をご確認ください。

障害程度別 該当事業 一覽		医療費助成				手当・年金・給付金										
		重度心身障害者医療費	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	在宅重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	障害基礎年金	特別障害給付金	障害厚生年金	障害手当金	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	○	○		○	△	△	○	○	○	△	△	○	
		2級	△	○	○		○	△	△	○	○	○	△	△	○	
		3級	△	○	○		○			○		○	△	△	○	
		4級		○	○								△	△	○	
		5級		○	○										△	
		6級		○	○											△
	聴覚・平衡機能障害	2級	△	○	○		○	△	△	○	○	○	△	△	○	
		3級	△	○	○		○			○		○	△	△	○	
		4級		○	○								△	△	○	
		5級		○	○										△	△
		6級		○	○										△	△
	音声・言語機能障害	3級	△	○	○		○			○		○	△	△	○	
		4級	△	○	○								△	△	○	
	肢体不自由 ・上肢 ・下肢 ・体幹	1級	△	○	○		○	△	△	○	○	○	△	△	○	
		2級	△	○	○		○	△	△	○	△	○	△	△	○	
		3級	△	○	○		○			○		○	△	△	○	
		4級	△	○	○					△			△	△	△	
		5級		○	○											△
		6級		○	○											△
	内部障害	1級	△	○	○		○	△	△	○	△	○	△	△	△	
2級		△	○	○		○			○	△	○	△	△	△		
3級		△	○	○		○			○		○	△	△	△		
4級			○	○								△	△	△		
療育手帳	①	△				○	△	△	○	○	○	△	△			
	A	△				○			○	○	○	△	△			
	B	△				○			○		○	△	△			
	C										○	△	△			
精神障害者 保健福祉手帳	1級	△			○	○	△	△	△	△	△	△	△	○		
	2級	△			○				△		△	△	△	○		
	3級				○						△	△	△	△		
ページ		11	12	12	13	38	38	38	38	39	40	40	41	41	41	
備考		手帳取得時の年齢や所得要件あり														

税の控除・免除			日常生活の支援									公共料金等の割引							
所得税・住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・軽自動車税等の減免	補装具費	日常生活用具	外出支援事業	訪問入浴サービス	緊急時通報システム	配食サービス	寝具乾燥消毒等サービス	訪問理容サービス	紙おむつの給付	JR等運賃の割引	国内航空運賃の割引	タクシー料金の割引	バス運賃の割引	市内循環バスの割引	有料道路の割引	ふれあい案内（無料番号案内）	NHK放送受信料の減免
○	○	○	○	○	○		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	○	○	○		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	○	△	○		△	△				○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	△	○	△								○	○	○	○	○	○	○	△
○	○		○	△								○	○	○	○	○	○	○	△
○	○		○	△								○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	○	○	○		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△
○	○	○	○	○	○		△	△				○	○	○	○	○	○	△	△
○	○		○	△								○	○	○	○	○	○	△	△
○	○		○	△								○	○	○	○	○	○	△	△
○	○	△	○	○	○		△	△				○	○	○	○	○	○	○	△
○	○		○	△								○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	△	○	△	○		△	△				○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	△	○	△								○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	△	△	○		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	△	△	○		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○	△	△	○		△	△				○	○	○	○	○	○	○	△
○	○		△	△								○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○		○	○			△			△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	○		○	○			△			△	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○				○			△				○	○	○	○	○	○	○	△
○	○							△				○	○	○	○	○	○	○	△
○	○	△			○			△				○	△	△	△	○		○	△
○	○				○			△				○	△	△	△	○		○	△
○	○							△				○	△	△	△	○		○	△
43	44	45	21	24	36	32	34	34	34	35	35	47	47	48	48	49	52	53	53
					タクシー券・燃料券はいずれか一方を選択												第二種の方は本人運転のみ		所得要件等あり



障害福祉制度と介護保険制度

第1章 相談窓口

市役所・各行政センター（障がい福祉関係）	1
地域保健課（中央・栗橋保健センター）	1
久喜市障がい者生活支援センター	2
久喜市社会福祉協議会・各支所	2
埼玉県総合リハビリテーションセンター	2
高次脳機能障害者支援センター	3
児童相談所	3
保健所	3
埼玉県立精神保健福祉センター	3
埼玉県精神科救急情報センター	3
権利擁護相談	4
福祉サービス苦情相談	4
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・難病患者相談員	4
聴覚障がい者相談員	5
障がい者団体	5
身体障がい者結婚相談員	5
健康相談／食生活相談	5
障がい者の虐待防止について	6
障がい者の差別解消について	7

第2章 障害者手帳

身体障害者手帳	8
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	10
デジタル障害者手帳ミライロID	10

第3章 医療費助成制度

重度心身障害者医療費	11
小児慢性特定疾病医療費助成制度	12
指定難病に係る医療給付制度	12
県単独指定難病医療給付制度	12
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	12
自立支援医療（更生医療）	12
自立支援医療（育成医療）	12
自立支援医療（精神通院医療）	13
心身障がい者（児）歯科診療	13

歯科医院への通院が困難な方の相談	14
訪問看護	14

第4章 障害者総合支援法のサービス

障害者総合支援法のサービス	15
障害福祉サービス等の内容	16
障害福祉サービス等利用のための手続き	18

第5章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス	19
障害児通所支援・障害児入所支援等の内容	19
障害児通所支援・障害児入所支援等利用のための手続き	20

第6章 日常生活の支援

補装具費の支給（交付・修理等）	21
地域生活支援事業	22
相談支援事業	22
成年後見制度利用支援事業	22
意思疎通支援事業	23
手話通訳者の派遣	23
要約筆記者の派遣	23
日常生活用具給付等事業	24
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具	29
移動支援事業	31
地域活動支援センター	31
地域活動支援センターⅠ型	31
地域活動支援センターⅡ型	31
地域活動支援センターⅢ型	31
訪問入浴サービス事業	32
更生訓練費給付制度	32
就職支度金給付制度	32
知的障がい者職親委託事業	32
日中一時支援事業	32
社会参加促進事業	33
在宅生活の充実	34
緊急時通報システム	34
配食サービス	34
寝具乾燥消毒サービス	34
訪問理容サービス	35
障がい児（者）生活サポート	35
紙おむつの給付	35

ヘルプマークの配布	35
難聴児補聴器購入費助成事業	36
外出時等の支援	36
福祉有償運送	36
障がい者外出支援事業	36
埼玉県思いやり駐車場制度	37

第7章 手当・年金・給付金

手当	38
在宅重度心身障害者手当	38
特別障害者手当	38
障害児福祉手当	38
特別児童扶養手当	38
児童扶養手当	39
年金	40
埼玉県心身障害者扶養共済制度	40
障害基礎年金	40
特別障害給付金	41
障害厚生年金・障害手当金	41
難病患者見舞金	42

第8章 税の控除・減免

税制上の特別措置	43
所得税・住民税の控除	43
医療費の控除	44
おむつに係る費用の医療費控除	44
ストマ用装具に係る費用の医療費控除	44
相続税の控除・非課税	44
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	44
特定障害者に対する贈与税の非課税	44
少額貯蓄の利子等の非課税	45
消費税の非課税	45
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	45
軽自動車税（種別割）の減免	45
固定資産税の減額（住宅のバリアフリー改修）	46

第9章 公共料金等の割引

JR旅客運賃、東武鉄道運賃の割引	47
私鉄旅客運賃の割引	47
国内航空運賃の割引	47

タクシー料金の割引	48
バス運賃の割引	48
市内循環バスの割引	49
デマンド交通（くきまる）の割引	50
くきふれあいタクシー（補助タク）	51
有料道路の割引	52
N T T 番号案内の料金減免（ふれあい案内）	53
N H K 放送受信料の減免	53
携帯電話基本使用料等の割引	54
郵便料金等の減免	54
公共施設の利用料等の減免	54
駅自転車駐車場の減免	54

第 1 0 章 貸付制度・住まいの相談

貸付制度	55
生活福祉資金等貸付制度	55
緊急一時資金貸付制度	55
住まいの相談	55
重度身体障害者居宅改善整備費補助	55
県営住宅への入居の優遇	55

第 1 1 章 就労

障害者委託訓練	56
障害者職業能力開発校	56
障害者職業センター	56
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	56
埼葛北障害者就業・生活支援センター	57
久喜市障がい者就労支援センター	57

第 1 2 章 教育

幼児期の支援	58
ことばのグループ	58
学齢期の支援	58
特別支援学級	58
特別支援学校	58
知的障がい児の特別支援学校	59
肢体不自由児の特別支援学校	59
病弱児の特別支援学校	59
聴覚障がい児の特別支援学校	59
視覚障がい児の特別支援学校	59

第 13 章 各種支援

介護家族教室（言葉の教室）	61
高齢者インフルエンザ予防接種	61
新型コロナウイルス感染症予防接種	61
高齢者肺炎球菌【定期】予防接種	61
介護マーク配布	61
久喜市おもちゃ図書館	61
紙おむつの配付	61
家族介護用品支給	61
図書館郵送貸出サービス	62
くき元気サービス（地域支え合いの仕組みづくり事業）	62
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	62
徘徊高齢者・障がい者探索システム	62
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール	62
ボランティアの派遣	62
心身に障がいのある方の運転免許適性相談	62
ほじょ犬の給付	62
駐車禁止除外指定車標章の交付	63
中途失聴者手話講習会	63
オストメイト社会適応訓練	63
福祉用具の貸出	63
ふくし総合相談窓口	63
福祉なんでも相談事業	63
ヒヤリンググループ・軟骨伝導イヤホン設置	63
埼玉県の研修等施設	63
埼玉県障害者交流センター	63
埼玉県県民活動総合センター	63
埼玉県伊豆潮風館	63
サポート手帳	64
発達障がい児・者のための支援ガイド	64
久喜市児童通所支援施設一覧	64
医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック	64
電話リレーサービス/文字表示電話サービス（ヨメテル）/手話リンク	65
聴覚障がい者福祉カード	65
障がい者に関するマーク	65
選挙投票に関する制度や支援	67

郵便等による不在者投票	67
代理投票	68
点字投票	68
投票所に備えている支援用品	68
緊急時（事件・事故）の連絡先	69
緊急時（火事・救急）の連絡先	69
久喜市の情報発信	69
電話応答サービス	69
公式SNS	70
公式動画チャンネル	70
防災アプリ	70
緊急情報架電サービス	70
身体障害者障害程度等級表	

=====第 1 章 相談窓口=====

障がい者福祉課・各行政センター

障がい者福祉課及び各行政センター福祉係では、障がいのある方のさまざまな相談に応じ、必要な支援や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種福祉サービスなどのご相談をお受けします。また、差別や虐待などの権利侵害の通報や相談もお受けします。お近くの担当窓口へご連絡ください。

※毎週火曜日・木曜日に、障がい者福祉課及び各行政センター福祉係にて遠隔手話通訳サービスをご利用いただけます。

※窓口開庁時間は平日午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分です。

久喜市役所 障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見 85-3 久喜市役所 2 階

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

E-mail : shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

菖蒲行政センター 菖蒲福祉係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 菖蒲行政センター 1 階

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806

E-mail : shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

栗橋行政センター 栗橋福祉係

〒349-1192 久喜市間鎌 251-1 栗橋行政センター 1 階

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

E-mail : shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

鷺宮行政センター 鷺宮福祉係

〒340-0295 久喜市鷺宮 6-1-1 鷺宮行政センター 1 階

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020

E-mail : shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

地域保健課（中央・栗橋保健センター）

健康に関する相談や健康教育、訪問指導、精神保健相談などが受けられます。

地域保健課（中央保健センター）

〒346-0005 久喜市本町 5-10-47

TEL 0480-21-5354 FAX 0480-21-5392

E-mail : chiikihoken@city.kuki.lg.jp

地域保健課（栗橋保健センター）

〒349-1192 久喜市間鎌 251-1

TEL 0480-52-5577 FAX 0480-52-0123

E-mail : chiikihoken@city.kuki.lg.jp

久喜市障がい者生活支援センター

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行い、指定事業者等との連携・調整等の便宜を総合的に調整します。

主に身体・知的障がい者に関する相談

久喜市障がい者生活支援センター「きらら」

〒346-0011 久喜市青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内 2階)

時間 午前9時～午後6時 (第4土曜日・年末年始を除く)

TEL 0480-26-4866 FAX 0480-26-4870

E-mail: kirara@keiwa.or.jp

主に精神障がい者に関する相談

久喜市障がい者生活支援センター「ベルベール」

〒346-0003 久喜市久喜中央 2-4-32 コバヤシビル A 棟 102

時間 午前9時30分～午後5時30分 (月曜日・日曜日・年末年始を除く)

TEL 0480-25-2755 FAX 0480-29-3885

久喜市社会福祉協議会・各支所

制度の狭間にある福祉課題をはじめ、様々な福祉ニーズに応えるため、多種多様な福祉サービスを行っています。それぞれの地域の特性を踏まえ、市民をはじめ、福祉・保健・医療などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら、ともに考え、事業に取り組んでいます。

久喜市社会福祉協議会

〒346-0011 久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内 1階

TEL 0480-23-2526 FAX 0480-24-1761

E-mail: kukishakyou@kukishakyo.or.jp

菖蒲支所

〒346-0105 久喜市菖蒲町新堀 38 菖蒲行政センター内

TEL 0480-85-8131 FAX 0480-85-8808

栗橋支所

〒349-1123 久喜市間鎌 251-1 栗橋行政センター内

TEL 0480-52-7835 FAX 0480-52-7804

鷺宮支所

〒340-0217 久喜市鷺宮 6-1-1 鷺宮行政センター内

TEL 0480-58-9131 FAX 0480-58-7200

埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者更生相談

車いすや義足などの補装具、更生医療の判定のほか、身体障がい者(18歳以上)の福祉についての相談や医学的診断・心理学的判定・職能的判定を行うとともに、必要な助言・援助を行っています。

知的障害者更生相談

18歳以上の知的障がい者の、医学的診断・心理学的判定・職能的判定を行うとともに、必要な助言・援助を行っています。

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1 埼玉県総合リハビリテーションセンター
TEL 048-781-2222 FAX 048-781-2218

《申請窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障害者支援充実のため、「総合相談窓口」において、高次脳機能障害者への専門的支援及び医療と福祉の一体的な支援を行っています。

《窓口》高次脳機能障害者支援センター
〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1
埼玉県総合リハビリテーションセンター内
TEL 048-781-2236 FAX 048-725-5501

児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所など、それぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

《窓口》中央児童相談所
〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1
TEL 048-775-4152 FAX 048-770-1055

保健所

精神保健、難病、結核、感染症などの健康にかかわる相談や支援を行っています。

《窓口》幸手保健所
〒340-0115 幸手市中 1-16-4 TEL 0480-42-1101 FAX 0480-43-5158

埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防や治療及び精神障がい者の社会復帰訓練を総合的に行っています。

《窓口》埼玉県立精神保健福祉センター
〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2
TEL 048-723-3333 FAX 048-723-1561
※相談は、来所相談を原則としています。電話で予約してください。

埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急的な精神医療相談を、電話で受け付けています。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

受付時間 月曜日～金曜日 午後5時～翌朝午前8時30分

土・日曜日・祝日 午前8時30分～翌朝午前8時30分
※月曜日～金曜日の日中の時間帯（午前8時30分～午後5時）の精神科救急医療に関する相談については、保健所にご相談ください。

《窓口》埼玉県精神科救急情報センター（埼玉県立精神保健福祉センター内）
〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2
TEL 048-723-8699

権利擁護相談

障がいのある方の権利が侵害されないよう、生活上の悩みや困りごとに対して、専任の生活相談員や弁護士、司法書士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援します。

生活相談

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時

法律相談※要予約

受付時間 水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午後1時～午後2時30分

《窓口》権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会内）
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-1204 FAX 048-822-1406

福祉サービス苦情相談

利用者と事業所との話し合いで解決ができなかったり、事業所に伝えにくい苦情や不満などについて相談を受け、助言、調査、あっせんなどを行い、解決に向けて支援します。

相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時

《窓口》埼玉県運営適正化委員会（埼玉県社会福祉協議会内）
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階
TEL 048-822-1243 FAX 048-822-1406

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・難病患者相談員

本人又は家族からの相談に応じてアドバイスをしたり、関係機関と協力して解決にあたりたりしています。生活上の困りごとや福祉サービスなど、どのような内容でもご相談ください。

身体障がい者相談員

相談員	ふりがな	TEL
赤池	あかいけ	090-3209-0352
押田	おしだ	090-3400-4162
秋山	あきやま	090-9135-5464
佐藤	さとう	0480-58-2508
清水	しみず	080-1124-7457

知的障がい者相談員

相談員	ふりがな	TEL
原	はら	090-5829-6506
渡邊	わたなべ	070-9034-2421
中島	なかじま	0480-58-1812

難病患者相談員

相談員	ふりがな	TEL	E-mail
鈴木	すずき	090-2423-1163	nannbyou.kuki@gmail.com

聴覚障がい者相談員

相談員が、聴覚障がい者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。

《窓口》 埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2階

TEL 048-814-3353 (福祉支援部) FAX 048-814-3355 (聴覚障がい者相談専用)

障がい者団体

各障がい者団体の連絡先は、障がい者福祉課又は各行政センター福祉係までお問い合わせください。

《窓口》 障がい者福祉課・各行政センター福祉係 (1 ページ参照)

身体障がい者結婚相談員

結婚を希望する身体障がい者に対して、相談・紹介を行うとともに相互交流の集いを開催しています。来所の前に必ず電話連絡 (予約) をしてください。費用は無料です。

相談日 月曜日・水曜日・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前 10 時～午後 4 時

《窓口》 埼玉県身体障害者福祉協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎内

TEL 048-822-2768 FAX 048-831-6442

健康相談／食生活相談

健康などに関する相談に応じます。

《問合せ》 久喜市社会福祉協議会・各支所 (2 ページ参照)

障がい者の虐待防止について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、虐待を受けている障がい者本人だけではなく、虐待をしてしまう家族など養護者への支援や、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。

市においても、障がい者福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、地域の関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待・権利侵害の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための支援体制を整備します。

対象となる障がい者

身体・知的・精神障がい者（発達障がいを含む）や、その他の心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方。

障がい者虐待とは

養護者による虐待	障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人等による虐待
障がい者福祉施設従事者等による虐待	障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待
使用者による虐待	障がい者を雇用している事業所などによる虐待

障がい者虐待の例

身体的虐待	暴行、拘束など
性的虐待	わいせつな行為の強要など
心理的虐待	暴言、差別的な言動など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事などの世話をしない、長時間の放置など
経済的虐待	財産や年金などを勝手に使うことなど

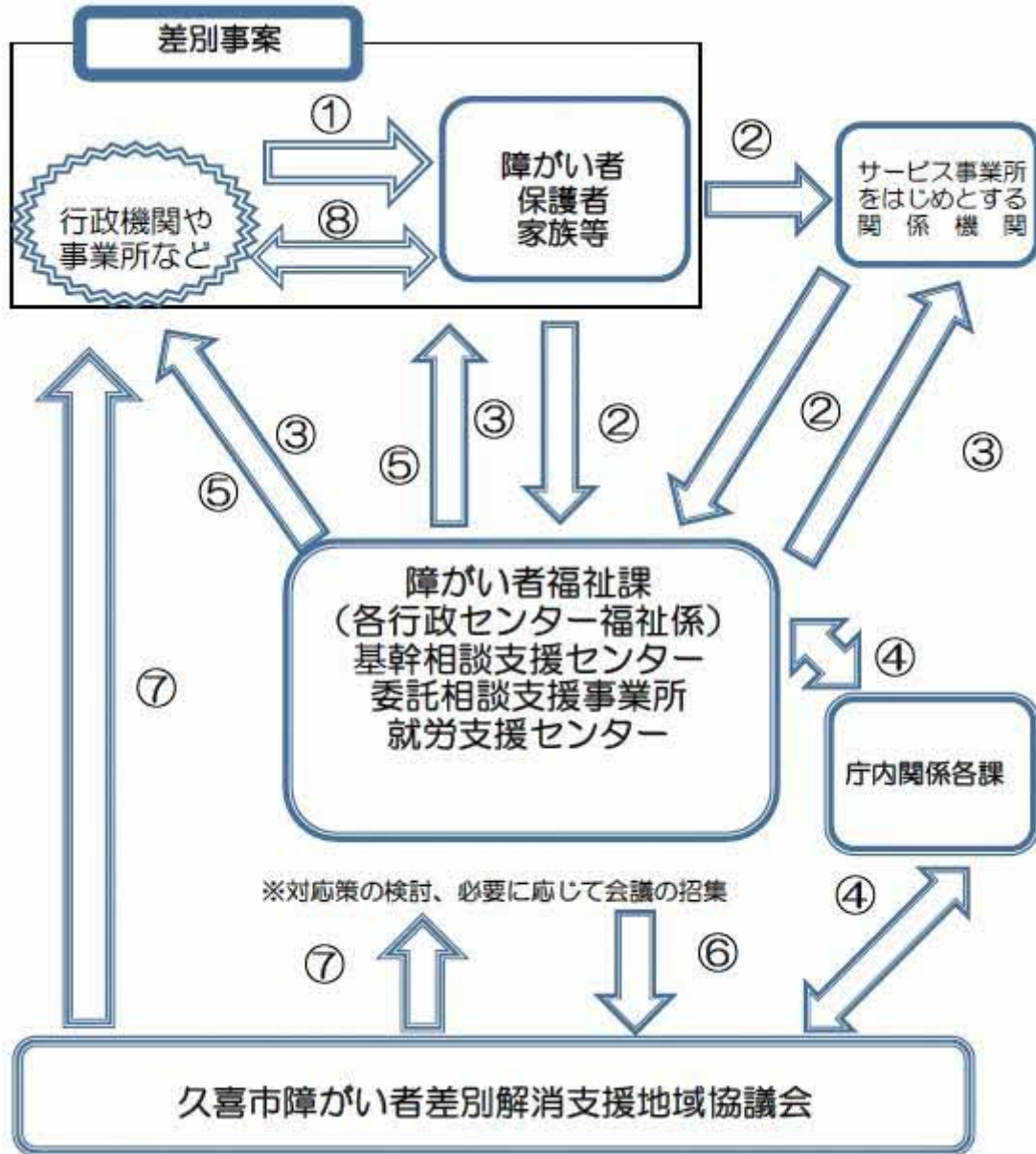
相談・連絡先

障がい者の方への虐待に関する相談や、虐待を受けたと思われる障がい者を見かけましたら、埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」（24時間365日受付）又は障がい者福祉課又は各行政センター福祉係まで、ご相談又はご連絡をお願いします。

なお、障がい者が生命の危険にさらされるような虐待を受けているのを見つけたときは、すぐに最寄りの警察署又は「110番」へ通報してください。（平日夜間及び休日については、市役所又は各行政センター警備室で電話を受付し、担当者を通じて警察に連絡します）

障がい者の差別解消について

「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村などの自治体や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら障がい者福祉課又は各行政センター福祉係までご相談ください。



- ① 事案の発生
- ② 相談（市へ直接、関係機関経由の間接的なケース）
- ③ 事実確認・聞き取り
- ④ 事案、対抗方針の情報共有
- ⑤ 相互理解に向かう対応策の提案
- ⑥ 調査結果及び対応方針報告
- ⑦ 検証、評価、提案。⑤で理解を得られない場合、相互理解に向かう対応策の提案
- ⑧ 建設的対話

療育手帳

療育手帳は、知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

対象となる障がい

児童相談所（18歳未満の方）又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（18歳以上の方）において、心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性などを医学的・心理学的に診断し、知的障がいと判定されるもの。

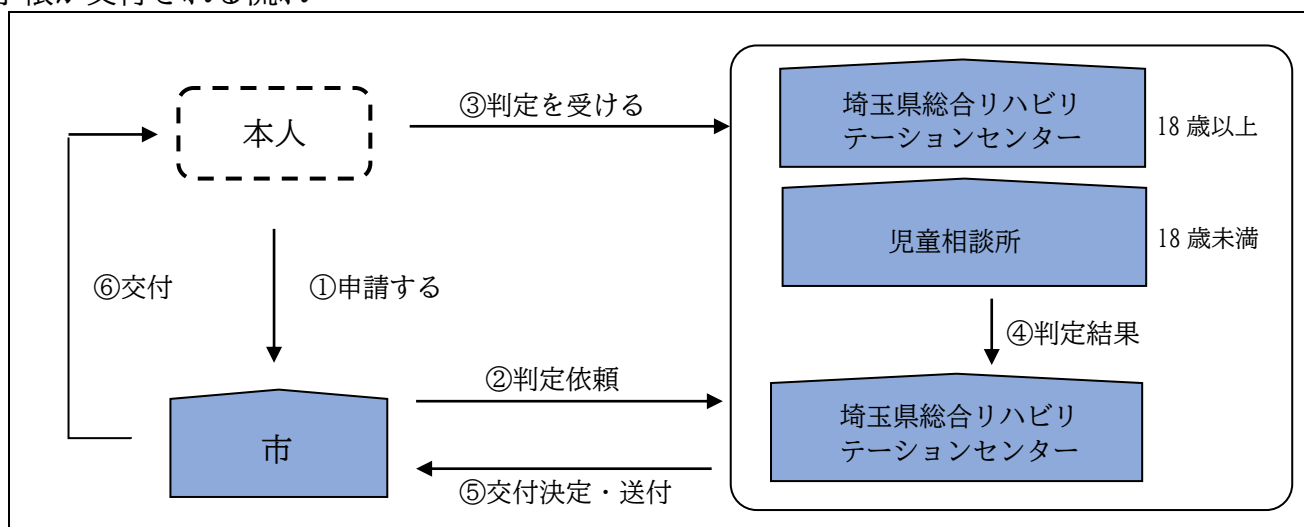
手帳区分	①	A	B	C
障がいの程度	最重度	重度	中度	軽度
IQ	おおむね 20 以下	おおむね 21～35	おおむね 36～50	おおむね 51～70

※療育手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引等に適用されるものです。

申請に必要なもの

- ・母子手帳等の本人の生育歴に関するもの
- ・手帳申請者の個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類

手帳が交付される流れ



手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき・・・手帳
- ・手帳をなくしたとき・・・お持ちいただくものではありません
- ・手帳を破損したとき・・・破損した手帳
- ・程度が変わったり、新たに障がいが生じたとき・・・手帳
- ・再判定を受けるとき・・・手帳
- ・障がいの程度が該当しなくなったとき・・・手帳
- ・本人が亡くなったとき・・・手帳

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方の中で、精神障がいのために、長期にわたって、日常生活又は社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得すると、各種福祉サービスが受けられます。

対象となる障がい

疾患名	等級
・統合失調症 ・てんかん ・発達障害 ・気分（感情）障害 ・中毒性精神病 ・その他の精神疾患 ・非定型精神病 ・器質性精神障害	1～3級

※精神障害者保健福祉手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引等に適用されるものです。

※初診から6ヶ月を経過しないと申請ができません。

※手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新の手続きが必要です。更新の手続きは、手帳の有効期限の3ヶ月前からできます。

申請に必要なもの

- ・次のア、イのいずれか
 - ア 診断書（所定の様式は、障がい者福祉課及び各行政センター福祉係にあります）
 - イ 年金証書（精神障がいを支給事由とする年金）の写し又は直近の年金振込（支払）通知書の写し
- ・手帳申請者の個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき・・・手帳
- ・手帳をなくしたとき・・・お持ちいただくものではありません
- ・手帳を破損したとき・・・破損した手帳
- ・再判定又は等級変更を受けるとき・・・手帳、診断書又は年金証書の写し
- ・障がいの程度が該当しなくなったとき・・・手帳
- ・本人が亡くなったとき・・・手帳

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

デジタル障害者手帳 ミライロ ID

手帳情報をスマートフォンアプリに登録し、登録した手帳の画面を公共施設等で提示することで、障がい者割引を受けることができます。

《窓口》ミライロ ID ヘルプセンター
E-mail: support@nuraurio-id.jp



第3章 医療費助成制度

重度心身障害者医療費

各種医療保険制度による医療費の一部負担金、入院時食事療養標準負担額の2分の1、生活療養標準負担額のうち食事療養標準負担額相当額(食材料費)の2分の1を助成します。令和8年1月1日から精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方も対象となります。

対象者

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳④～Bの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級の方(令和8年1月1日から対象)
※上記の要件に該当する障害者手帳の交付を初めて受けたときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。

所得制限

- ・本人の所得が所得制限の対象になります。
※所得制限基準 3,661,000円(扶養親族等がない場合)
- ・扶養親族1人につき38万円を加算
- ・扶養親族が同一生計配偶者(70歳以上)又は老人扶養親族の場合は、さらに1人につき10万円を加算
- ・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)又は控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)の場合は、さらに1人につき25万円を加算

※受給者が加入する健康保険組合から、高額療養費や附加給付等の給付がある場合、又は他の公費等により受けた医療に対し給付がある場合は、それらの給付を控除した額を助成します。

※精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、国民健康保険又は社会保険に加入している方の精神科病床への入院に関わる医療費及び食事代の一部負担金は助成対象外です。

※差額室料、おむつ代、リース代、文書料、予防接種代、容器代等保険外の費用については、助成対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方は、自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分のみ助成対象です。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係(1ページ参照)

後期高齢者医療の障がい認定について

後期高齢者医療制度は75歳から適用になりますが、次に掲げる方については、申請により65歳から適用になります。

対象者

- ・国民年金法施行令別表に定める1、2級に該当する方
- ・身体障害者手帳1級～3級、4級の一部
(音声・言語機能障害、下肢障害の1、3、4号)の方
- ・療育手帳④、Aの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

《窓口》国民健康保険課 TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を公費負担し、小児慢性児童等のご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

《窓口》 幸手保健所（3 ページ参照）

指定難病に係る医療給付制度

指定難病は、原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち国が指定する疾病で、一定の認定基準を満たしている方に指定難病の医療にかかる費用の一部を公費負担し患者の医療費の負担軽減を図る制度です。

《窓口》 幸手保健所（3 ページ参照）

県単独指定難病医療給付制度

県単独指定難病の医療にかかる費用の一部を公費負担し、患者の医療費の負担軽減を図る制度です。

《窓口》 幸手保健所（3 ページ参照）

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

先天性血液凝固因子欠乏症等の医療にかかる費用を公費負担し、患者の医療費の負担軽減を図る制度です。

《窓口》 幸手保健所（3 ページ参照）

自立支援医療（更生医療）

生活上便宜を増やすために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を、指定自立支援医療機関で受けられます。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。

（角膜手術、関節形成手術、血液透析療法、じん臓移植手術、心臓手術等）

対象者 18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

《窓口》 障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1 ページ参照）

自立支援医療（育成医療）

現在、身体に障がいがある又は現に疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障がいが残ると認められるお子さんで、手術等の外科的な治療等により確実な治療効果が期待できると認められる場合に、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

ただし、医療の給付は指定自立支援医療機関での治療に限られます。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。

対象者

次の2つに該当する方

- ・18歳未満（18歳の誕生日の前々日まで）
- ・対象疾患により、そのまま放置すると将来において一定の障がいを残すと認められ、

手術等の外科的な治療により確実な治療効果が期待できると認められること

対象疾患

- ・ 視覚、聴覚、平衡感覚機能障がい
- ・ 音声、言語、そしゃく機能障がい
- ・ 内臓機能障がい（心臓・腎臓・小腸・肝臓等）
- ・ 免疫機能の障がい
- ・ 肢体不自由

《窓口》子育て支援課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

菖蒲行政センター 菖蒲こども未来係

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806

栗橋行政センター 栗橋こども未来係

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

鷺宮行政センター 鷺宮こども未来係

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合の医療費の自己負担額を軽減する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に依りて月額負担上限額が設けられます。利用できる医療機関は、指定自立支援医療機関（病院・診療所・薬局・デイケア・訪問看護等）に限られます。

対象者 統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療が必要な方

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

心身障がい者(児)歯科診療

県立施設障害者歯科診療所（近隣のみ掲載）

埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1

TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所

〒340-0001 草加市柿木町 1215-1

TEL 048-936-5088 FAX 048-932-1311

埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所

〒351-0016 朝霞市青葉台 1-10-60

TEL 048-466-1411 FAX 048-467-4127

(社) 埼玉県歯科医師会口腔保健センター

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-835-3210 FAX 048-835-3220

市内障がい者歯科相談医

関根歯科医院

〒346-0003 久喜市久喜中央 3-9-44
TEL 0480-21-0067 FAX 0480-21-0131

富田歯科医院

〒346-0007 久喜市久喜北 1-10-12
TEL 0480-23-8841 FAX 0480-21-8379

市役所通り歯科医院

〒346-0022 久喜市下早見 249-35
TEL 0480-24-3718 FAX 0480-24-3719

あまがいの歯科医院

〒346-0024 久喜市北青柳 1101-1
TEL 0480-21-8811 FAX 0480-21-6588

とし歯科医院

〒349-1114 久喜市河原代 732-1
TEL 0480-52-6410 FAX 0480-52-6410

大塚歯科医院

〒340-0214 久喜市葛梅 1-17-1
TEL 0480-59-0114 FAX 0480-59-0750

歯科小林医院

〒349-1103 久喜市栗橋東 1-7-13
TEL 0480-52-2275 FAX 0480-52-2275

歯科医院への通院が困難な方の相談

埼葛地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点

一般社団法人 埼玉県歯科医師会

TEL 080-1225-8020 午前10時～午後3時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

訪問看護

健康状況の観察と助言（血圧・体温等のチェック）、日常生活の援助、体位交換などを行います。

対象者

- ・病気やけがなどで、家庭において寝たきりの方や看護が必要な方
- ・かかりつけの医師が訪問看護を必要と認める方

費用

- ・医療費と同じ扱い
- ※時間延長や基本時間外利用の場合に加算があります。

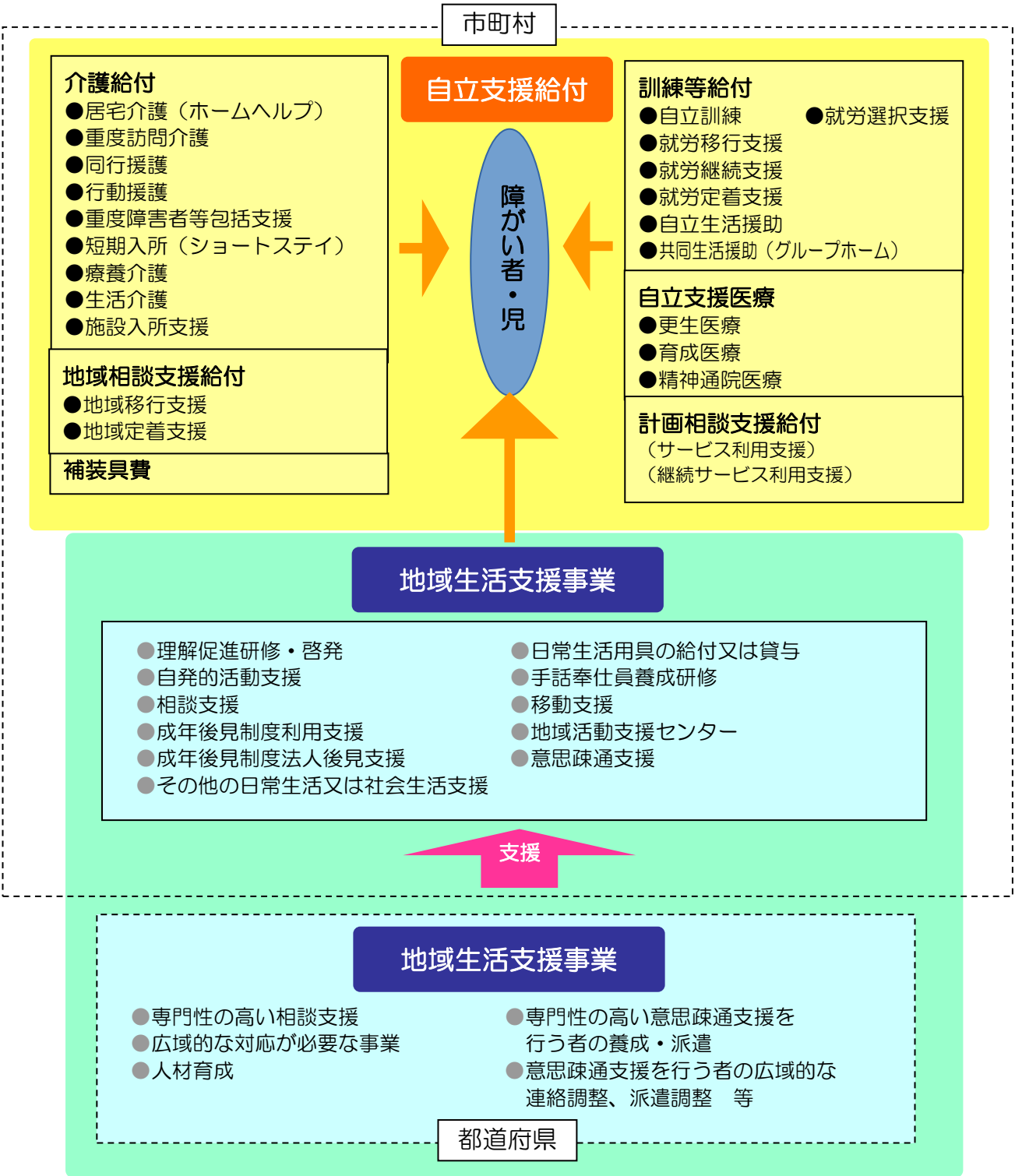
《窓口》各訪問看護支援事業所

=====第4章 障害者総合支援法のサービス=====

障害者総合支援法のサービス

障がい者がその能力と適性に応じ自立した生活が送れるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」によるサービスを実施します。

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



障害福祉サービス等の内容

種類	名称	サービス内容
居宅への訪問や通所利用するサービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事の介護などを行います。 ・身体介護（食事、排せつ、入浴など） ・家事援助（食事の準備、掃除、洗濯、買い物など） ・通院等介助（身体介護有・身体介護無） ・通院等乗降介助
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	外出時における支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な、移動の援護及び視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
	行動援護	自己判断等が制限されている方が行動するときに必要な外出支援を行います（危険回避や社会的に問題のある行為の制止、発作への対応などを含む）。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います（家事援助や入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の援助等が含まれます）。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設に入所できます。
施設等で昼間の活動を支援するサービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、長期の入院により、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
住まいの場として受けるサービス	施設入所支援	障害者支援施設等で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の相談・援助を行います。 ※低所得の方には上限額 10,000 円として家賃助成があります。

通所して利用するサービス	自立訓練 (機能訓練)	体に障がいのある方が、体をうまく動かすことができるように、訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	障がいのある方が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	雇用契約等に基づき、就労に必要な知識や能力向上のために訓練を行います。
	就労継続支援B型	生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
一定期間にわたり行うサービスを 連絡調整等の支援を	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
地域生活への移行や定着の 支援として受けるサービス	地域移行支援	住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

障害福祉サービス等利用のための手続き

1 相談・申請	市窓口でサービスの利用及びサービス等利用計画（案）について相談・申請
↓	
2 サービス等利用計画案の作成依頼	作成を依頼したい相談支援事業所を決定
↓	
3 障害支援区分認定調査	生活や障がいの状況についての面接調査（80項目の調査）を行うため、各地区の市職員又は相談支援事業所の職員が訪問
↓	
4 医師意見書	意見書を作成するために医療機関（かかりつけ医）を受診
↓	
5 一次判定	認定調査のデータ及び医師意見書の一部項目をもとに専用の判定ソフトを用いて判定
↓	
6 市町村審査会・二次判定	障害支援区分認定審査会において、一次判定結果を原案としつつ、特記事項や医師意見書を参考にして判定
↓	
7 障害支援区分の認定	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に表す「障害支援区分」を区分1～6の6段階で認定
↓	
8 サービス等利用計画案の作成	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者のアセスメントを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めたサービス等利用計画（案）を作成し、市に提出
↓	
9 サービスの支給決定	サービス等利用計画（案）や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリングの期間等を決定し、受給者証を交付
↓	
10 サービス担当者会議	本人、家族、関係機関の担当でサービスについて話し合い、サービス等利用計画を作成
↓	
11 サービス利用・モニタリング	利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申込みや契約を行い、サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払う。 相談支援専門員は、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するため、モニタリングを行う。

《窓口》 障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

=====第5章 児童福祉法のサービス=====

児童福祉法のサービス

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対し、心身とも健やかに育成するための支援を行います。

障害児通所支援・障害児入所支援等の内容

種類	名称	サービス内容
通所して利用するサービス	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び医療の提供を行います。
	放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除く学校に通う障がい児で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が入所する乳児院・児童養護施設及び障がい児が通う保育所・幼稚園・小学校等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
住まいの場として受けるサービス	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障がい児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援等の利用を希望する障がい児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画相談後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

障害児通所支援・障害児入所支援等利用のための手続き

1 相談・申請・聞きとり調査	市窓口でサービスの利用及びサービス等利用計画（案）について相談・申請（障害児通所支援サービスの利用の際、医師の診断書等が必要になる場合があります） 5領域（①食事、②排泄、③入浴、④移動、⑤行動障がい及び精神症状）に関する調査と介護状況等の調査
2 障害児支援利用計画案の作成依頼	障害児支援利用計画案の作成を依頼したい相談支援事業所を決定
3 障害児支援利用計画案の作成	相談支援専門員が利用者のアセスメントを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めた計画案を作成し、市へ提出
4 サービスの支給決定	障害児支援利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリングの期間等を決定し、通所受給者証を交付
5 サービス担当者会議	本人、家族、関係機関の担当でサービスについて話し合い、障害児支援利用計画を作成
6 サービス利用・モニタリング	利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行い、サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払う 相談支援専門員は、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを行う

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

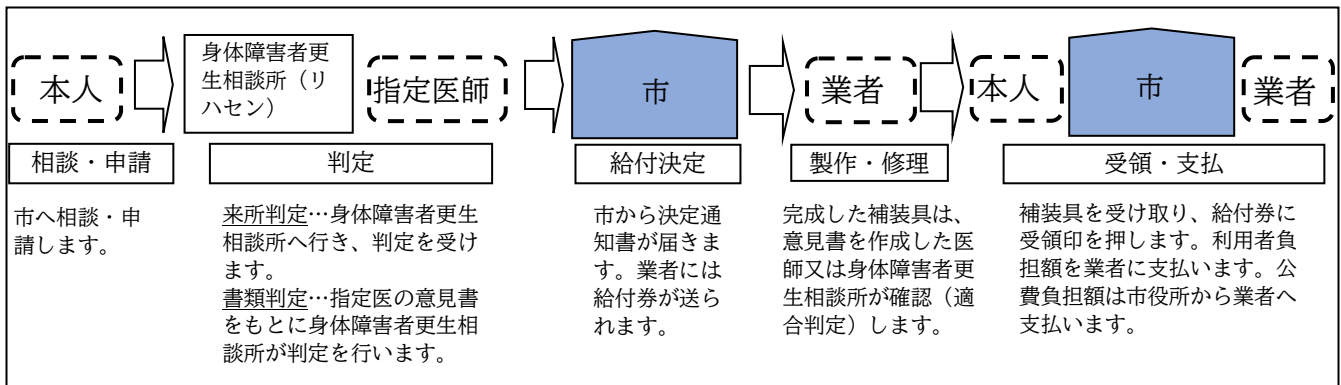
第 6 章 日常生活の支援

補装具費の支給（交付・修理等）

身体障がいのある部分を補って、日常生活の向上を図るために、補装具の交付や修理等を行います。原則、補装具費の1割が自己負担です。特に医学的な判定を要する場合、更生相談所の判定、指定医の意見書が必要です。身体状況により、借受けとなる補装具もあります。購入前にご相談ください。

- 対象者** 身体障害者手帳所持者、障害者総合支援法に定める難病患者
 ※入院中は支給対象外となる場合があります。
 ※他制度での対象者や世帯員の所得が一定以上の場合対象外となります。
 ※18歳未満の児童の場合は、補装具費における所得制限は撤廃されました（令和6年4月から適用）

補装具の交付の流れ



補装具一覧表

対象者	品目
視覚障がい者	視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障がい者	補聴器
肢体不自由者	義肢（義手、義足）、装具、車いす、電動車いす、姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖） 次のものは18歳未満のみ 起立保持具、頭部保持具、排便補助具、座位保持具
肢体不自由者であって音声・言語機能障がい者	重度障がい者用意思伝達装置

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

相談支援事業

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行い、指定事業者等との連携・調整等の便宜を総合的に調整する事業です。

《窓口》久喜市障がい者生活支援センター（2ページ参照）

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の利用支援を行い、一定の条件を満たした対象者に対して、その申立て費用や成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の報酬の一部を助成します。

※成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援します。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちにあらかじめ契約により代理人を決めておき判断能力が不十分になった場合に保護を受けるものです。

対象者 市内に住所を有する身寄りのない知的障がい者又は精神障がい者で、民法第7条、第11条又は第15条第1項に規定する審判の請求が必要と認められる者

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な障がい者等について、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

※宗教活動、政治活動、営業活動などには派遣できません。

◇手話通訳者の派遣

- 対象者 市内に居住の聴覚障がい者等
- 派遣時間 午前8時～午後10時（緊急の場合はいつでも派遣可）
- 派遣の範囲 埼玉県内（必要に応じて、県外に派遣することもあります）
- 派遣費用 無料（入場料等が必要な場合は手話通訳者の分もご負担ください）
- 申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、FAXで申込みしてください。
直接、窓口で申込むこともできます。
- 受付時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）（祝日・年末年始を除く）
※FAXは24時間受信できますが、回答は受付時間内になります。

《窓口》久喜市社会福祉協議会・各支所（2ページ参照）
手話通訳者派遣専用 FAX 0480-22-1177

◇要約筆記者の派遣

- 対象者 市内に居住の聴覚障がい者等
- 派遣時間 午前8時～午後10時
- 派遣の範囲 埼玉県内（必要に応じて、県外に派遣することもあります）
- 派遣費用 無料（入場料等が必要な場合は手話通訳者の分もご負担ください）
- 申込方法 利用者の住所、氏名、電話又はFAX番号、派遣希望日時、場所、内容を（様式は自由）下記窓口あて、電話又はFAXで申込みしてください。
- 受付時間 月曜日～土曜日（午前9時～午後5時）（祝日・年末年始を除く）

《窓口》埼玉聴覚障害者情報センター
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館2階
TEL 048-814-3353（福祉支援部） FAX 048-814-3355（聴覚障がい者相談専用）

日常生活用具給付等事業

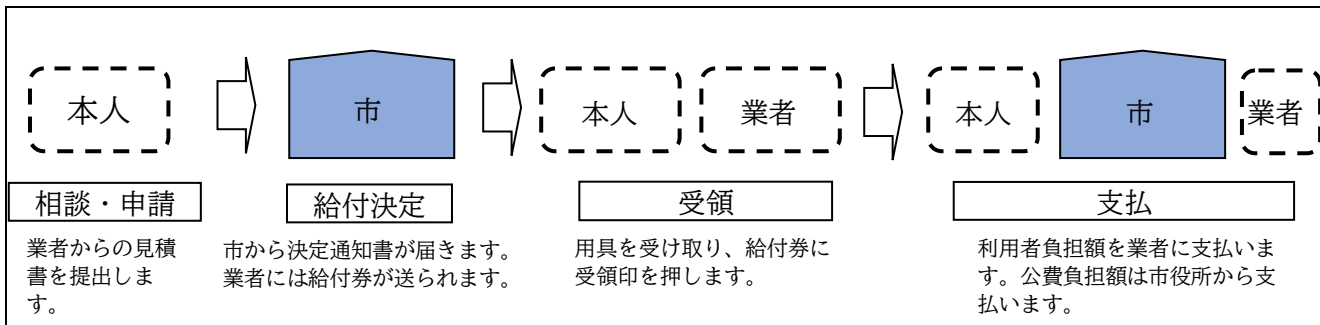
障がいのある方又は難病患者等に対し、福祉の向上を図るため、日常生活上の便宜を図るための用具を給付・貸与します。

なお、原則として、日常生活用具給付等に要する経費（基準額）の1割が本人負担額となります。購入前にご相談ください。

※給付・貸与を受ける用具と同種のもので、介護保険法による保険給付で受けられる場合は、介護保険給付が優先となります。

※基本的には在宅の方が対象となります（ストマ用装具、頭部保護帽は除く）

日常生活用具の支給の流れ



給付対象用具一覧表

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
介護・訓練支援用具	肢体難病	特殊寝台	給付	8	18歳以上で 下肢又は体幹2級以上の者 難病患者等で寝たきりの状態の者
	肢体難病	訓練用ベッド	給付	8	3歳以上18歳未満で 下肢又は体幹2級以上の者 難病患者等で下肢又は体幹機能障害の者
	肢体難病	特殊マット	給付	5	3歳以上で 下肢又は体幹2級以上の者 重度又は最重度の知的障がい者 難病患者等で寝たきり状態の者
	肢体難病	特殊尿器	給付	5	学齢児以上で下肢又は体幹1級の者（常時介護を要する者に限る） 難病患者等で、自力で排尿できない状態の者
	肢体	入浴担架	給付	5	3歳以上で下肢又は体幹2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）
	肢体難病	体位変換器	給付	5	3歳以上で下肢又は体幹2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） 難病患者等で寝たきり状態の者
	肢体難病	移動用リフト	給付	4	3歳以上で下肢又は体幹2級以上の者 難病患者等で下肢又は体幹機能障害の者
	肢体	訓練いす	給付	5	3歳以上18歳未満で下肢又は体幹2級以上の者

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
自立生活支援用具	肢体難病	入浴補助用具	給付	8	3歳以上で下肢又は体幹機能に障がいを有し入浴に介助を要する者 難病患者等で入浴に介助を要する者
	肢体難病	便器	給付	8	学齡児以上で下肢又は体幹2級以上の者 難病患者等で常時介護を要する者
	平衡 肢体 知的	頭部保護帽	給付	3	平衡機能、下肢又は体幹機能障害の者 てんかん発作等より頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい者
	平衡 肢体	T字状・棒状のつえ	給付	3	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、つえの使用により歩行機能が補完される者
	平衡 肢体	移動・移乗支援用具	給付	8	3歳以上で平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	肢体難病	特殊便器	給付	8	学齡児以上で 上肢2級以上の者 難病患者等で上肢機能に障がいを有する者
	その他	火災警報器	給付	8	障害等級2級以上の身体障がい者 重度又は最重度の知的障がい者 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	その他 難病	自動消火器	給付	8	障害等級2級以上の身体障がい者 重度又は最重度の知的障がい者 難病患者等 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	視覚	電磁調理器	給付	6	18歳以上で視覚2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	10	学齡児以上で視覚2級以上の者	

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
自立生活支援用具	視覚	小型送信機	給付	10	学齡児以上で視覚2級以上の者
	聴覚	聴覚障がい者用屋内信号装置	給付	10	18歳以上で聴覚2級の者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
	視覚	視覚障がい者用誘導装置	給付	10	18歳以上で視覚障がい者のうち、音声による誘導を必要とする者
	聴覚	携帯用信号装置	給付	5	聴覚障がい者のうち、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者
	肢体	トイレチェアー	給付	8	けい髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者
	肢体	車椅子用段差昇降機	給付	8	常時車椅子を使用する者
在宅療養等支援用具	内部	透析液加温器	給付	5	3歳以上でじん臓3級以上の者のうち、自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者
	内部難病	ネブライザー	給付	5	呼吸器3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能障害の者
	内部難病	電気式たん吸引器	給付	5	上記と同じ
	内部	酸素ボンベ運搬車	給付	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	難病	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
	視覚	視覚障がい者用体温計(音声式)	給付	5	学齡児以上で視覚2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
	視覚	視覚障がい者用体重計	給付	5	上記と同じ
	視覚	視覚障がい者用血圧計(音声式)	給付	5	上記と同じ
	内部	人工呼吸器用自家発電機	給付	10	呼吸器3級以上又は同程度の身体障がい者であって在宅で常時人工呼吸器の装着が必要な者。
内部	人工呼吸器用外部バッテリー	給付	5	上記と同じ	

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
情報・意思疎通支援用具	音声・言語 肢体	携帯用会話補助装置	給付	5	学齢児以上で音声言語機能に障がいを有し、又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者
	視覚 肢体	情報・通信支援用具	給付	5	学齢児以上で視覚又は上肢2級以上で情報機器(パソコン)の使用により、社会参加が見込まれる者
	視覚	点字ディスプレイ	給付	6	18歳以上で視覚2級以上の者
	視覚	点字器	給付	5 又は 7	学齢児以上で視覚障がいの者
	視覚	点字タイプライター	給付	5	学齢児以上で視覚2級以上の者(本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る)
	視覚	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	給付	6	学齢児以上で視覚2級以上の者
	視覚	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	給付	6	上記と同じ
	視覚	視覚障がい者用読書器	給付	8	学齢児以上の視覚障がい者であって、本装置により文字等を読む又は音声としてききとることが可能になる者
	視覚	視覚障がい者用時計	給付	10	18歳以上で視覚2級以上の者。(なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)
	聴覚 音声・言語	聴覚障がい者用通信装置	給付	5	学齢児以上の聴覚障がい者又は音声・発語に著しい障がいがある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚	聴覚障がい者用情報受信装置	給付	6	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	音声・言語	人工こう頭	給付	4 又は 5	こう頭摘出等の音声機能障害により発声が困難な者
	音声・言語	人工こう頭(埋込型用人工鼻)	給付	—	こう頭摘出等の音声機能障害により発声が困難であり、埋込型用人工鼻を常時使用する者
	その他	福祉電話	貸与	—	18歳以上の難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
情報・意思疎通支援用具	視覚	点字図書	給付	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者
	視覚	地上デジタル放送対応ラジオ	給付	6	学齢児以上で視覚2級以上の者
	視覚	音声 IC タグレコーダー	給付	6	上記と同じ
	視覚	暗所視支援眼鏡	給付	8	視覚障がい児・者又は難病患者等で、夜盲・視野狭窄等の症状が認められ、医師意見書で当該用具が必要と認められた者
	音声・言語	人工内耳用電池	給付	—	聴覚障がい者で人工内耳を装用している者（人工内耳装用者カードの提示又は医師意見書を要する）
	音声・言語	人工内耳用充電池及び充電器	給付	3	上記と同じ
排泄管理支援用具	内部	ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）	給付	—	ぼうこう・直腸の機能障害があり、ストマを造設している者（身体障害者手帳申請中の者又は腹部に人工肛門若しくは人工膀胱を一時的に造設している者を含む。）
	その他	紙おむつ等（紙おむつ、さらし・ガーゼ等衛生用品）及び洗腸装具	給付	—	3歳以上でストマ用装具を装着することができない者 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害の者 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者
	肢体的	紙おむつ	給付	—	3歳以上で常時失禁等がある下肢若しくは体幹2級以上の者 知的障がいの程度が重度又は最重度の者
	肢体	収尿器	給付	1	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者
住宅改修費	肢体	居宅生活動作補助用具	給付	—	学齢児以上の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2級以上の者）

《窓口》 障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

◇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

小児慢性特定疾病児童等に対し、福祉の向上を図るため、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

なお、世帯の所得税額等に応じた費用負担があります。品目により対象者の身体状況が定められているため、購入する前にあらかじめご相談ください。

対象者 次の要件を全て満たす者

- ・久喜市に住所を有していること。
- ・入院又は施設に入所していないこと。（ただし、頭部保護帽又はストマ用装具の給付を受ける者については、この限りではない。）
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童等であること。
- ・児童福祉法、障害者総合支援法の施策の対象にならないこと。

申請に必要なもの

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・診断書等（状況に応じて必要となります）
- ・見積書（業者から取り寄せたもの）

給付対象用具一覧表

種目	対象者	性能等	耐用年数
便器	常時介助を要する者	児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。）	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	必要な強度と安定性を有した手すり、スロープ、歩行器等で転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年

種目	対象者	性能等	耐用年数
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
車椅子	下肢が不自由な者	児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	1か月
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
ストマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月
ストマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	1か月

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

対象者 市内に住所を有する方又は自立支援給付の決定を受け市外の障害者支援施設等に入所している方で、身体障がい者で屋外活動が著しく困難を伴う方、知的障がい者、又は精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）、法令に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病がある方（いわゆる難病患者）

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

地域活動支援センター

障がい者等が通い、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の支援を行います。

◇地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。

《問合せ》久喜市障がい者地域活動支援センター ベルベール
〒346-0003 久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB棟101
TEL 0480-25-2755 FAX 0480-29-3885

◇地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。なお、利用者負担については原則としてサービスにかかる費用の1割及び食費の実費負担をしていただきます。

《問合せ》地域活動支援センターたいよう
〒346-0011 久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内1階
TEL 0480-24-0051 FAX 0480-24-3521

◇地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者に対し、通所による創作的活動又は生産活動の支援を実施しています。

《問合せ》あんど工房
〒346-0016 久喜市久喜東5-2-31
TEL 0480-25-0151 FAX 0480-25-0151

訪問入浴サービス事業

家庭において独力又は家族のみの介助では入浴が困難な身体障がい者（18歳以上の肢体不自由1～2級）に対し、居宅に簡易浴槽を持ち込んで部屋で入浴できる、巡回型の入浴サービスを提供します。（原則週1回 7月～9月は週2回）

費用 原則としてサービスにかかる費用の1割

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

更生訓練費給付制度

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用し、利用者負担額が生じない方に更生訓練費を支給します。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

就職支度金給付制度

就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対して就職支度金を支給します。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

知的障がい者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。就職に必要な支援を行うとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。費用は、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

対象者 市内に住所を有する方で次に該当する方

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）
- ・法令に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病がある方（いわゆる難病患者）

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

社会参加促進事業

対象事業	事業内容
障がい者パソコン教室 障がい者スマートフォン講習会	障がい者の社会参加を促進するため、情報収集及びコミュニケーションを図るパソコンやスマートフォンを利用し、障がい者の生活の質と福祉の向上を図っています。
フレンドシップ学級	就労している、若しくは就労経験のある知的障がい者の相互の交流を深め、自主的な社会参加の促進を図るために、月1回程度、レクリエーション、映画鑑賞会、スポーツ、調理実習等を行っています。
広報・議会だより音訳版	文字による情報入手が困難な障がい者のために、音訳版を作成しています。
手話奉仕員養成講座 (入門・基礎課程)	聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員などを養成しています。
自動車運転免許取得費補助金	運転免許証を取得する場合に要する経費（取得経費の3分の2）を補助します。※12万円を限度とします。
自動車改造費補助金	自らが運転することができるように自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を10万円まで補助します。

《問合せ》 障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

在宅生活の充実

緊急時通報システム

自宅において緊急事態が発生した場合、専用の機器を利用し、民間業者を経由して消防局に通報できます。民間受信センターの看護師等による相談サービスや、毎月1回の安否確認サービスもご利用いただけます。通話料が別途かかります。

対象者 身体障害者手帳1級～3級の単身の方
65歳以上の単身の方
※家族と同居していても同様な状況になる方を含む

《問合せ》高齢者福祉課及び障がい者福祉課
TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
各行政センター福祉係（1ページ参照）

配食サービス

月曜日～土曜日に昼食（1食あたり300円）をご自宅へお届けしながら安否を確認いたします。

対象者 身体障害者手帳1級～3級まで又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯
65歳以上の単身の方又は65歳以上の方のみで構成する世帯

《問合せ》高齢者福祉課及び障がい者福祉課
TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
各行政センター福祉係（1ページ参照）

寝具乾燥消毒サービス

寝具の衛生管理のため、乾燥消毒又は水洗いを行います。

対象者 18歳以上で身体障害者手帳1級、2級の交付を受け、かつ寝たきり状態又はこれに準じる状態の方
65歳以上で寝たきり状態又はこれに準じる状態の方

利用料 乾燥消毒 月1回382円（水洗いの月は除く）
水洗い 年2回869円

《問合せ》高齢者福祉課
TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
各行政センター福祉係（1ページ参照）

訪問理容サービス

在宅で寝たきり状態又はこれに準じる状態にあり、理容店へ行くことが困難な方のご自宅に理容師が訪問し、調髪等のサービスを行います。

対象者 身体障害者手帳1級、2級の方
65歳以上の方

利用料 年4回まで、1回あたり2,000円

《問合せ》高齢者福祉課及び障がい者福祉課
TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
各行政センター福祉係（1ページ参照）

障がい児（者）生活サポート

障がい児（者）の生活支援と介護者の負担軽減のため、市に登録された団体が一時預かり、介護人の派遣、一時的な送迎、外出援助などのサービスを行います。

※団体への入会登録が必要な場合があります。利用料の負担と利用時間の上限があります。

対象者 各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
知的障害者更生相談所または児童相談所で、知的障がいと判定された方
医師により発達に障がいがあると診断された方
難病患者等

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

紙おむつの給付

在宅で常時おむつを必要とする方に紙おむつの給付（月額5,000円）を行っています。

対象者 18歳以上で、身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳④・Aの方で、当該障がいにより二次的に排泄が困難な方
※家族介護用品（59ページ参照）が支給されている場合は対象外

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

ヘルプマークの配布

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方へ、ヘルプマークを配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各行政センター福祉係の他、ふれあいセンター久喜でも配布しています

難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児を対象に、補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。

- 対象者 以下の全てを満たす方
- ・いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが 25dB 以上で、聴覚の身体障害者手帳の該当にならない方
 - ・満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで
 - ・補聴器の装用により一定の効果が期待できる方
- 助成額 補聴器の種類により助成額が異なりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1 ページ参照）

外出時等の支援

福祉有償運送

NP0 法人や社会福祉法人などの非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。

NP0 法人や社会福祉法人などの団体へ会員として登録することが必要となります。

対象者 単独では公共交通機関を利用することが困難な方（付き添いの方の同乗可）

《問合せ》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1 ページ参照）

障がい者外出支援事業

◇福祉タクシー利用助成／自動車等燃料費利用助成

※同年度内に受けられる助成は、どちらか一方

対象者 身体障害者手帳 1～3 級の方
療育手帳(A)～Bの方
精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の方
※長期入院・施設入所の方は対象外

申請に必要な書類

- 福祉タクシー券を希望の方
 - ・福祉タクシー券交付申請書
 - ・各種手帳の写し
 - 自動車等燃料費利用券を希望の方
 - ・自動車等燃料費利用券交付申請書
 - ・各種手帳の写し
 - ・自動車検査証または標識交付証明書の写し
- ※電子車検証の場合は、所有者の住所・氏名等が確認できる「自動車検査証記録事項」等をご用意ください。

申請方法 下記窓口へ直接持参か申請書等を郵送していただくか、QRコード先の電子申請・届出サービスの検索キーワードに「タクシー」または「燃料」と入れて検索してください。



《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

埼玉県思いやり駐車場制度

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方、難病患者の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方に利用者証を交付し、協力施設に設置されている「思いやり駐車場」の看板がある駐車場に優先的に駐車することができます。

対象者 障害者手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳、難病関係受給者証などをお持ちで、埼玉県の交付基準を満たす方。

その他 申請方法、協力施設、交付基準については、QRコードから埼玉県ホームページをご確認ください。



《申込・問合せ》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

種別	対象者	支払制限	月額	申請・支払月
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別にしていてる児童（18歳に達した日の属する年度の3月末日までの児童又は20歳未満で障がいのある児童）を養育している保護者の方、また父親又は母親に一定の障がいがあり、児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限 ・児童が施設入所中 ・公的年金を受給 ・障がいの状態にある父親又は母親が、対象児童について公的年金で子の加算を受給 	<p>児童1人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 月額 48,050円 ・一部支給 月額 11,340円～48,040円 <p>児童2人以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 月額 59,400円 ・一部支給 児童1人の場合の一部支給に加え、月額 5,680円～11,340円 <p>※公的年金等を受給しているときは、その額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が手当額となります。</p>	<p>申請時必要書類</p> <p>※申請者により必要書類が異なりますので、下記窓口までご相談ください</p> <p>支払月</p> <p>5月、7月、9月、11月、1月、3月</p>

《窓口》子育て支援課 医療手当係

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
 菖蒲行政センター 菖蒲こども未来係
 TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806
 栗橋行政センター 栗橋こども未来係
 TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027
 鷺宮行政センター 鷺宮こども未来係
 TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020

年金

埼玉県心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者（加入者）が死亡又は重度障がいになった場合、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入の際には加入等申込書（障がい者福祉課及び各行政センター福祉係にあります）、住民票の写し、申込者告知書等が必要となります。

加入資格 障がい者を扶養している 65 歳未満（加入時の年度の 4 月 1 日時点）の保護者であって、市内に住所を有し、生命保険契約の対象となる健康状態にあること。

加入口数 障がい者 1 人に対して 2 口まで

掛金 加入時の年齢に応じて決まります（加入者世帯の課税状況に応じて減免あり）。
※制度から脱退された場合は、既に払い込んだ掛金は返還されません。

年金額 1 口加入の場合、月額 20,000 円
2 口加入の場合、月額 40,000 円
※なお、加入期間中に障がいのある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1 ページ参照）

障害基礎年金

国民年金の加入者が、病気やケガがもとで一定の障がいの状態になったときに受けられるものです。なお、20 歳前に一定の障がいの状態になった方については、20 歳になった時（障害認定日が 20 歳以後の場合はその障害認定日）から受けられますが、本人の前年所得状況により、一部又は全部が支給停止されることがあります。また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている 18 歳到達年度の末日（3 月 31 日）を経過していない子又は障害等級の 1、2 級の状態にある 20 歳未満の子があるときは、加算があります。

《問合せ》春日部年金事務所

〒344-8561 春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル 4・6 階

TEL 048-737-7112 FAX 048-737-7039

年金ダイヤル

TEL 0570-05-1165

《窓口》市民課（総合窓口）

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

菖蒲行政センター 市民係

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806

栗橋行政センター 市民係

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

鷲宮行政センター 市民係

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020

※国民年金第 3 号被保険者の方は春日部年金事務所での手続きになります。

特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方を対象とした福祉的措置として創設された給付金です。

《問合せ》春日部年金事務所

〒344-8561 春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル4・6階
TEL 048-737-7112 FAX 048-737-7039
年金ダイヤル
TEL 0570-05-1165

《窓口》市民課（総合窓口）

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
菖蒲行政センター 市民係
TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806
栗橋行政センター 市民係
TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027
鷺宮行政センター 市民係
TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020

障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金1級又は2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。

《窓口》春日部年金事務所

〒344-8561 春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル4・6階
TEL 048-737-7112 FAX 048-737-7039

難病患者見舞金

市内在住で、埼玉県知事から指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。ただし、障害者支援施設（グループホームを除く）に入所していて生活介護を利用している方は、対象外となります。

支給額 年 10,000 円（※継続して該当している場合でも、毎年度申請が必要です。）

必要書類 新規申請の場合

- ・各受給者証
- ・通帳

継続申請の場合

- ・各受給者証

申請方法 下記窓口へお越しいただくか、電子申請が可能です。

QRコード先の電子申請・届出サービスの検索キーワードに「難病」と入れて検索してください。



《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

=====第 8 章 税の控除・減免=====

税制上の特別措置

所得税・住民税の控除

本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族に心身の障がいがある場合は、所得税及び住民税（市民税・県民税）において、次の額の所得控除が受けられます。

また、住民税については、本人の前年の合計所得金額が 135 万円以下である場合は、非課税となります。

種類	条件等	控除の額
所得税	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者 ※1である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	27 万円
	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者 ※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	40 万円
	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障がい者 ※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	75 万円
住民税	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者 ※1である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	26 万円
	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者 ※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	30 万円
	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障がい者 ※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	53 万円
	本人の前年の合計所得金額が 135 万円以下である場合は非課税	

※1 「障がい者」とは、身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B・C、精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級の方が該当となります。

※2 「特別障がい者」とは、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が該当となります。

いずれも税制度の変更等により、控除額等の内容が変わる場合があります。

《所得税窓口》春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼 2-12-1

TEL 0570-00-5901（ナビダイヤル） TEL 048-733-2111

《住民税窓口》市民税課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-23-6905

医療費の控除

◇おむつに係る費用の医療費控除

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりの状態で、その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要であると認められた場合、医師が「おむつ使用証明書」を発行します。この場合、紙おむつの購入費用及び貸しおむつの賃借料については、確定申告（住民税申告）の際に、その証明書を添付又は提示することにより、医療費控除の対象となります。

◇ストマ用装具に係る費用の医療費控除

人工肛門のストマ（排せつ孔）又は尿路変向（更）のストマを持つ方の使用しているストマ用装具については、継続してストマケアに係る治療を受ける必要があり、その治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要であると認められた場合、医師が「ストマ用装具使用証明書」を発行します。この場合、ストマ用装具に係る費用については、確定申告（住民税申告）の際に、その証明書を添付又は提示することにより、医療費控除の対象となります。

《所得税窓口》 春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼 2-12-1

TEL 0570-00-5901（ナビダイヤル） TEL 048-733-2111

《住民税窓口》 市民税課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-23-6905

相続税の控除・非課税

相続人が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障がい者のときは20万円）が障害者控除として、相続税から差し引かれます。

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます）については、所得税はかかりません。この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※ 特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- 1 特別障害者
- 2 特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

《問合せ》 春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼 2-12-1

TEL 0570-00-5901（ナビダイヤル） TEL 048-733-2111

少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。マル優、特別マル優を利用する際には、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに書類を提示して確認を受ける必要があります。

《窓口》各金融機関等

消費税の非課税

義肢、視覚障害者用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすなどの身体障がい者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれらの一定の身体障がい者用物品の修理が非課税となります。なお、非課税となる身体障がい者用物品は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

《窓口》春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼 2-12-1

TEL 0570-00-5901 (ナビダイヤル) TEL 048-733-2111

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

下記に該当する方が取得又は所有する個人名義の自動車で、①、②に該当する方又は①に該当する方を常時介護する方で一定の要件に該当する方が運転し、もっぱら障がい者の通院、通学、通所又は生業のために使用される自動車について減免されます。

対象者 ・ ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、次頁表に該当する方（各手帳を申請中の方も仮申請ができます）
・ ②①に該当する方と生計を一にする方

《窓口》自動車税事務所 春日部支所

〒344-0042 春日部市増戸 752-5

TEL 048-763-4111 FAX 048-760-1207

春日部県税事務所（年度途中で新たに取得した自動車を除く）

〒344-8555 春日部市大沼 1-76

TEL 048-737-2100 FAX 048-737-2131

軽自動車税（種別割）の減免

下記に該当する方が取得又は所有する個人名義の軽自動車で、①、②に該当する方又は①に該当する方を常時介護する方で一定の要件に該当する方が運転し、もっぱら障がい者等の通院、通学、通所又は生業のために使用される軽自動車について、毎年納期限までに申請することにより、一人につき一台まで軽自動車税（種別割）が減免されます。なお、既に自動車税（県税）の減免を受けている方は対象になりません。

対象者 ・ ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、次頁表に該当する方（各手帳を申請中の方も仮申請ができます）
・ ②①に該当する方と生計を一にする方

手帳又は障がいの区分		障がいの程度	
身体障害者手帳	視覚	1級～3級及び4級の1（4級のうち視力の良い方の目の視力が0.08～0.1）	
	聴覚	2級および3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	上肢	1級及び2級	
	下肢	1級から6級までの各級	
	体幹	1級から3級までの各級および5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級および2級
		移動	1級から6級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸	1級および3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	
肝臓機能			
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる	
療育手帳		㊤又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	

「左半身不随」のような場合は、障がいの区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。

《問合せ》 市民税課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-23-6905

固定資産税の減額（住宅のバリアフリー改修）

対象者 次のいずれかの方が居住している家屋のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋にかかる固定資産税の減額を受けることができます。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ・ 障がいのある方

内容

- ・ 新築から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）
 - ・ 床面積が50㎡以上280㎡以下
（区分所有家屋の場合は、当該専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下）
- ※区分所有家屋を含みますが、専有部分の工事を対象とします。
※併用住宅などの場合、住宅部分の面積が2分の1以上であること。

《問合せ》 資産税課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

=====第9章 公共料金等の割引=====

JR旅客運賃、東武鉄道運賃の割引

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※令和7年4月1日から精神障害者保健福祉手帳も対象となります。

※お持ちの手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種」の記載が必要となります。記載がない手帳をお持ちの方は、障がい者福祉課または各行政センター福祉係の窓口まで手帳をお持ちいただければ証明するスタンプを押印いたします。

《窓口》各JR・東武鉄道窓口

JR東日本お問い合わせセンター（午前8時～午後9時）

TEL 050-2016-1600（運賃・料金）

東武鉄道お客さまセンター（午前9時～午後6時 年中無休、年末年始を除く）

TEL 03-5962-0102

私鉄旅客運賃の割引

営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

《窓口》私鉄各鉄道会社

国内航空運賃の割引

航空会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各航空会社営業所・代理店にお問い合わせください。

《窓口》各航空会社営業所・代理店

タクシー料金の割引

区分	割引率	取り扱い区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者	1割	県内のタクシーを利用する場合	料金を支払う際に手帳を提示してください。 福祉タクシー利用券との併用ができます。

※精神障害者保健福祉手帳での割引を適用している事業者もあります。詳しくは各タクシー事業者へお問合せください。

《窓口》埼玉県乗用自動車協会

TEL 048-863-6431 FAX 048-863-7833

各タクシー事業者

バス運賃の割引

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	普通乗車券	5割	県内路線バス の乗車区間	手帳を提示して料金を支払ってください。 乗車券を購入の際、窓口到手帳を提示してください。
	定期乗車券	3割		

※精神障がい者については、バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各バス会社にお問い合わせください。

《窓口》各バス会社

市内循環バスの割引

半額対象者

	区分	利用方法
	小学生	自己申告

無料対象者

	区分	利用方法
1	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	ミライロ ID 又は障害者手帳を提示
2	指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	「久喜市市内循環バス乗車証」の交付を受け、利用の際、運転手に乗車証を提示
3	介護認定又は要支援認定を受けている方	介護保険被保険者証を提示
4	上記1～3の方1人につき同伴の介助者1人	自己申告
5	未就学児	自己申告
6	妊産婦（母子健康手帳を交付された方で出産予定日3か月後まで）及び介助者1人	「久喜市市内循環バス乗車証」の交付を受け、利用の際、運転手に乗車証を提示

※ノンステップバスにつき、車いすの方も乗車できます。

手続方法 2と6については、乗車証交付手続きが必要となります。電子申請も可能です。

《窓口》交通住宅課 交通係

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

菖蒲行政センター 地域振興係

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806

栗橋行政センター 地域振興係

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

鷲宮行政センター 地域振興係

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020



デマンド交通（くきまる）の割引

無料対象者

	区分	利用方法
	未就学児	利用するには事前届出が必要です。

半額対象者

	区分	利用方法
1	80歳以上の方	利用するには事前届出が必要です。
2	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	
3	指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	
4	介護認定又は要支援認定を受けている方	
5	上記2～4の方1人につき同伴の介助者1人	
6	小学生	
7	妊産婦（母子健康手帳を交付された方で出産予定日3か月後まで）及び介助者1人	

手続方法 利用登録届出書を市ホームページ若しくは窓口で入手し、下記窓口又はデマンド交通予約センターへご提出（郵送可）ください。電子申請も可能です。

《窓口》交通住宅課 交通係

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

菖蒲行政センター 地域振興係

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806

栗橋行政センター 地域振興係

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

鷲宮行政センター 地域振興係

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020



くきふれあいタクシー（補助タク）

区分	利用方法
75 歳以上の方	利用するには事前申請が必要です
身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級	
療育手帳④、A、B	
精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級	
介護認定又は要支援認定を受けている方	
指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	
妊産婦（母子健康手帳を交付された方で出産予定日 3 か月後まで）	

※障がい者割引は、該当者に適用されます。

※福祉タクシー利用券は、利用者負担額から差し引きます。

手続方法 利用登録申請書を市ホームページ若しくは窓口で入手し、関係書類の写しを添付の上、下記窓口へご提出(郵送可)ください。後日、利用登録証を郵送します。電子申請も可能です。

《窓口》交通住宅課 交通係

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

菖蒲行政センター 地域振興係

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806

栗橋行政センター 地域振興係

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

鷲宮行政センター 地域振興係

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020



有料道路の割引

区分		割引条件	割引率
身体障害者手帳	1種	障がい者本人が運転 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合	5割
	2種	障がい者本人が運転	
療育手帳	1種	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合	

必要書類

区分	必要なもの
ETC を利用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳 ・登録を希望する自動車の所有者の住所・氏名が記載された自動車検査証（車検証※1）なお、自動車を所有していない場合は不要 ・運転免許証（身体障害者手帳2種の方のみ）
ETC を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳 ・登録を希望する自動車の所有者の住所・氏名が記載された自動車検査証（車検証）※1 ・運転免許証（身体障害者手帳2種の方のみ） ・ETC カード（原則として障がい者本人名義のものに限ります） ※18歳未満の場合は、保護者名義のものが必要 ・登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」

※1 車検証に所有者住所・氏名が確認できない場合は、所有者住所・氏名がわかる書類（自動車検査証記録事項）をご用意ください。

対象自動車 本人又は家族所有の乗用自動車、自動二輪車（125cc を超えるもの）
 ※リース車等で「所有者の氏名または名称」欄等に法人名が記載されているもの、事業用車両、営業目的で使用していることが明らかなもの等は対象外
 タクシーやレンタカー等で有料道路を利用する場合でも、要件を満たせば割引の対象となります

利用方法

- ・ ETC を利用しない場合
料金所で手帳を提示し料金を支払います。
- ・ ETC を利用する場合
窓口申請手続後、登録済結果通知が発行されてから利用できます。

《割引に関する問合せ》 NEXCO 東日本お客さまセンター（24 時間受付）
 TEL 0570-024-024（ナビダイヤル） TEL 03-5308-2424

《申請窓口》 障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1 ページ参照）

ふれあい案内（無料番号案内）

NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社では、視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がいおよび精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

区分		程度
身体障害者手帳	視覚障がい	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1、2級
	聴覚障がい	2～4級、6級 （1級、5級はなし）
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3、4級 （1級、2級はなし）
療育手帳		④、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳		1、2、3級

《窓口》ふれあい案内事務局

TEL 0120-104174 FAX 0120-104134

午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

NHK放送受信料の減免

区分	減免	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、かつ世帯構成員全員（※1）が市町村民税非課税の場合。	全額	放送受信料減免申請書（申請用紙は障がい者福祉課及び各行政センター福祉係にあります）に必要事項を記入し、免除事由に該当することの証明を受けた書類をNHKに提出してください。
・視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（④、A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合	半額	必要なもの 手帳、印鑑 ※上記以外にもNHKに免除事由に該当することを確認できる証明書類を提出していただき、お手続きすることもできます。詳しくはNHKにお問合せください。

※1 受信料免除基準における世帯とは、「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。

《問合せ》NHK さいたま放送局

TEL 048-833-2041

午前10時～午後5時

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

携帯電話基本使用料等の割引

割り引きの内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

《窓口》各携帯電話事業者

郵便料金等の減免

点字郵便物や、聴覚障がい者用ビデオテープなどの郵便物は減免を受けられる場合があります。

《窓口》日本郵便お客様サービスセンター
TEL 0120-23-28-86
午前8時～午後9時

公共施設の利用料等の減免

施設を利用する際、施設利用料、入場料、駐車場利用料などの減免があります。
また、市内、市外及び県外の施設、民間の施設についても減免される場合がありますので、利用される場合は、各施設にお問い合わせください。

《窓口》各施設の利用窓口

駅自転車駐車場の減免

定期券購入の際に、割引を受けることができます。購入の際に手帳を提示してください。

《窓口》久喜駅西口自転車駐車場
TEL 0480-24-1377
久喜駅東口自転車駐車場
TEL 0480-22-4030
東鷲宮駅西口自転車駐車場
TEL 0480-58-4907
東鷲宮駅東口自転車駐車場
TEL 0480-59-3508



貸付制度

生活福祉資金等貸付制度

埼玉県社会福祉協議会が実施している制度です。低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

なお、借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込から償還完了まで、社会福祉協議会をはじめ関係機関が継続して相談支援を行います。

借入用件がございますので、詳細はお問い合わせください。

《窓口》久喜市社会福祉協議会・各支所（2 ページ参照）

緊急一時資金貸付制度

久喜市社会福祉協議会が実施している制度です。市内に居住する低所得世帯に対して資金の貸付を行うことにより、生活の安定を図ることを目的とした貸付制度です。

臨時的出費又は収入が欠けたため生活を維持するために応急的な資金を必要とした場合に貸付けになります。借入額等には要件がございますので、詳細はお問い合わせください。

《窓口》久喜市社会福祉協議会・各支所（2 ページ参照）

住まいの相談

重度身体障害者居宅改善整備費補助

居室、浴室、手洗い等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合に、24 万円を限度に経費の 3 分の 2（生活保護世帯については 36 万円を限度に経費の 10 分の 10）を補助します。他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合もあります。

対象者 下肢又は体幹に障がいのある 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方
（本人及び家族の所得により制限があります）

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1 ページ参照）

県営住宅への入居の優遇

県営住宅への申込みを行う障がい者世帯、高齢者世帯、子育て世帯等は優遇措置が適用され、当選確率が高くなります。※入居には、諸条件があります。

《窓口》埼玉県住宅供給公社	住まい相談プラザ	TEL 048-658-3017	FAX 048-642-6890
埼玉県住宅供給公社	県営住宅課	TEL 048-829-2875	FAX 048-825-1822
埼玉県住宅供給公社	岩槻支所	TEL 048-794-7146	FAX 048-794-4929

第11章 就労

障害者委託訓練

埼玉県立職業能力開発センターが、障がい者の就労支援策の一つとして、企業や特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練です。

《窓口》埼玉県職業能力開発センター

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町 2-499-11

TEL 048-651-3136 FAX 048-651-3114

障害者職業能力開発校

障がい者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行っています。

《窓口》中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）

〒359-0042 所沢市並木 4-2

TEL 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

埼玉県職業能力開発センター

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町 2-499-11

TEL 048-651-3122 FAX 048-651-3114

障害者職業センター

障がい者の就職と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談、職業能力等の評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、リワーク支援（うつ病等の方の職場復帰支援）などを行っています。

《窓口》埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

就労を希望する発達障がい者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで提供しています。

《窓口》ジョブセンター川口

〒332-0021 川口市西川口 1-6-3 西川口ビル5階B号室

TEL 048-299-2070

ジョブセンター草加

〒340-0034 草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル3階

TEL 048-929-7600

ジョブセンター川越

〒350-1123 川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ1階

TEL 049-299-4927

ジョブセンター熊谷

〒360-0036 熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木堀口第二ビル4階・5階

TEL 048-501-8917

いずれも月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

埼葛北障害者就業・生活支援センター

雇用、保険、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。

《窓口》 埼葛北障害者就業・生活支援センター

〒346-0011 久喜市青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内 2階)

TEL 0480-21-3400 FAX 0480-26-4870

久喜市障がい者就労支援センター

障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者の就労と生活を総合的に支援する事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の支援を行っています。

《窓口》 久喜市障がい者就労支援センター

〒346-0011 久喜市青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内 2階)

TEL 0480-21-3400 FAX 0480-26-4870

第12章 教育

幼児期の支援

発達に不安や心配がある就学前の児童や、心身に障がいがある子どもたちが、最も適した環境で教育が受けられるよう、家庭児童相談室の事業や小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の設置が行われています。

ことばのグループ

言葉の遅れにより、コミュニケーションが苦手な子どもとその保護者に対し、発達支援の観点から言語聴覚士が適切な関わり方の助言・指導を行っています（グループ指導）。

対象者 おおむね3歳から就学までの言葉の指導の必要な子どもとその保護者

実施日時 毎月第3水曜日（変更の場合あり）午前10時～正午

場所 おもちゃ図書館（ふれあいセンター久喜2階）

《窓口》 こども家庭保健課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

学齢期の支援

特別支援学級

小学校や中学校の特別支援学級では、子どもたちの心身の障がいの状態などに即した指導をするために、少人数で学級を編制しています。

《窓口》 久喜市教育委員会 指導課 特別支援教育担当

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-31-9550

特別支援学校

特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由のある子ども又は病弱な子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけられることを目的に教育を行っています。

《窓口》 久喜市教育委員会 指導課 特別支援教育担当

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-31-9550

※幼稚部、高等部については、直接学校へお問い合わせください。

◇知的障がい児の特別支援学校

県立久喜特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒346-0038 久喜市上清久 1100

TEL 0480-23-0081 FAX 0480-29-1026

県立久喜特別支援学校白岡分校 高等部

〒349-0213 白岡市高岩 275-1 (県立白岡高校内)

TEL 0480-53-3121 FAX 0480-53-6648

県立騎西特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒347-0115 加須市上種足 888

TEL 0480-73-3510 FAX 0480-70-1005

県立騎西特別支援学校北本分校 高等部

〒346-0003 北本市古市場 1-152 (県立北本高校内)

TEL 048-594-6679 FAX 048-594-8988

◇肢体不自由児の特別支援学校

県立宮代特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒345-0816 南埼玉郡宮代町字金原 636-1

TEL 0480-35-2432 FAX 0480-36-1017

◇病弱児の特別支援学校

県立蓮田特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒349-0101 蓮田市黒浜 4088-4

TEL 048-769-3191 FAX 048-765-1501

県立けやき特別支援学校 小学部・中学部

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2

TEL 048-601-5531 FAX 048-601-1588

県立けやき特別支援学校伊奈分校

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

TEL 048-723-2201 FAX 048-722-0377

県立東松山特別支援学校嵐山学園分校

〒355-0221 比企郡嵐山町大字菅谷 264-1

TEL 0493-62-0855 FAX 0493-62-1453



◇聴覚障がい児の特別支援学校

県立特別支援学校大宮ろう学園 幼稚部・小学部・中学部・高等部

〒331-0813 さいたま市北区植竹町 2-68

TEL 048-663-7525 FAX 048-660-1906

◇視覚障がい児の特別支援学校

県立特別支援学校塙保己一学園 幼稚部・小学部・中学部・高等部

〒350-1175 川越市笠幡 85-1

TEL 049-231-2121 FAX 049-239-1015

就学奨励費の支給

小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に要する経費の一部が支給されます。

◇特別支援学級に在籍の場合

支給費目 学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品等購入費、新入学児童生徒学用品費等

《窓口》久喜市教育委員会 教育総務課

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-31-9550

◇特別支援学校に在籍の場合

支給費目 教科用図書購入費、通学費、帰省費、職場実習交通費、交流及び共同学習費、寄宿舎居住に伴う経費、職場実習宿泊費等

《窓口》各特別支援学校

第 13 章 各種支援

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
介護家族教室 (言葉の教室)	おおむね 40 歳以上の失語症 や不明瞭な発音でお困りの方 とその家族	月 1 回言語聴覚士による集団指導や、家族同士の 情報交換を行っています。(申込制)	高齢者福祉課
高齢者インフル エンザ予防接種	65 歳以上の方および 60 歳以 上 65 歳未満で、心臓・腎臓 若しくは呼吸器の機能又はヒ ト免疫不全ウイルスによる免 疫機能のいずれかに障がい のある方(身体障害者手帳 1 級 相当の方)	市内の委託医療機関等でインフルエンザ予防接種 を受ける場合その費用の一部を助成します。(1 回分 1,500 円) ※対象となる方で、生活保護等を受けている方は 無料です。	地域保健課予防接種室
新型コロナウイ ルス感染症予防 接種	65 歳以上の方および 60 歳以 上 65 歳未満で、心臓・腎臓 若しくは呼吸器の機能又はヒ ト免疫不全ウイルスによる免 疫機能のいずれかに障がい のある方(身体障害者手帳 1 級 相当の方)	市内の委託医療機関等で新型コロナウイルス感染 症予防接種を受ける場合、その費用の一部を助成 します。(1 回分 3,000 円) ※対象となる方で、生活保護等を受けている方は 無料です。	地域保健課予防接種室
高齢者肺炎球菌 【定期】予防接 種	60 歳以上 65 歳未満で、心 臓・腎臓若しくは呼吸器の機 能又はヒト免疫不全ウイルス による免疫機能のいずれかに 障がいのある方(身体障害者 手帳 1 級相当の方)	市内の委託医療機関等で高齢者肺炎球菌予防接種 を受ける場合その費用の一部を助成します。(1 回分 3,000 円) ※対象となる方で、生活保護等を受けている方は 無料です。	地域保健課予防接種室
介護マーク配布	認知症の方や障がいのある方 等(市内在住者)を介護して いる方	トイレ介助や、男性介護者が女性用の下着を購入 するときなど、介護中であることを周囲に理解し ていただくために、介護中に首から提げるなどし て利用します。	・高齢者福祉課 ・久喜市社会福祉協議会・各 支所(2 ページ)
久喜市おもちゃ 図書館(ふれあ いセンター久喜 2 階)	心身の発達に気がかりな点の ある 18 歳未満の児童とその 保護者(登録制)	心身の発達が気がかりな子どもや発達がゆっくり なために上手に遊べない子ども、人との関わりが 得意でない子どもたちが「自由に楽しく遊べる ところ」、また「同じ悩みを持つお母さんが本音で 語り合えるところ」、「おもちゃを通して子ども とお母さんの心がふれあうところ」です。 火曜日・木曜日(祝日・年末年始を除く) 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分	おもちゃ図書館 TEL 0480-25-1010
紙おむつの配付	久喜市社協の会員であって、 在宅で常時おむつを必要とす る状態にあり、住民税非課 税、均等割のみ課税のいづれ かに該当する世帯で、かつ以 下のいずれかに該当する方。 ただし、久喜市家族介護用品 支給事業対象者及び久喜市紙 おむつ給付事業対象者は除 く。 要介護 1、2 の方第二号被保 険者であって要介護 3、4、 5 の方 身体障害者手帳 3、4 級の方 療育手帳 B の方、精神障害者 保健福祉手帳 1、2 級の方	月額 2,700 円以内で紙おむつを支給します。	久喜市社会福祉協議会・各支 所(2 ページ)
家族介護用品支給	市内在住で市町村民税非課税 世帯の要介護 3・4・5 と認 定され、在宅において家族の 介護を受けている 65 歳以 上の方。要介護 3 については、 認定調査票における「排尿」 または「排便」の項目にお いて、「介助」または「見守り 等」などに該当している方。	月額 6,300 円以内で介護用品(紙おむつ、尿とり パッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプ ー、シーツ)を支給します。	・高齢者福祉課 ・各行政センター福祉係

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
図書館郵送貸出サービス	次のいずれかに該当する方 ・ 上肢、下肢又は体幹の身体障害者手帳1級、2級の方 ・ 要介護度3、4、5の方 ・ 療育手帳 ^① 、A、Bの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	心身等の障がいにより久喜市立図書館に来館することが困難な方に対し、図書を自宅に郵送で貸し出します。	久喜市立中央図書館 TEL 0480-21-0114
くき元気サービス（地域支え合いの仕組みづくり事業）	・ 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 ・ 心身障がい児・者世帯 ・ 病気・出産等で一時的に支援の必要な世帯 ・ ひとり親世帯及び子育て中の世帯 ・ その他必要が認められる世帯	サービス内容は、買い物、食事の支度、散歩・外出の支援、掃除・洗濯などのちょっとした困りごと等です。 【利用料】30分300円 その他、必要経費は実費負担となります。	久喜市社会福祉協議会・各支所（2ページ）
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活していく上で一人で判断することに不安のある方 ※本事業利用契約締結の能力がある方に限る	地域で自立した生活が送れるよう生活支援員又は職員（専門員）が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや暮らしに必要な金銭管理等の支援を行います。それぞれ利用料がかかります。 ①福祉サービス利用援助 ②日常生活上の手続き援助 ③日常的な金銭管理 ④書類等預かりサービス	久喜市社会福祉協議会・各支所（2ページ）
		市は下記のとおり利用料の一部を助成しています。 上記①～③利用の場合、基本料400円（月4回まで） ※日常的な金銭管理で通帳等を社協に預けた場合又は金融機関において代理による支援を受けた場合は、基本料800円（月4回まで）上記④利用の場合、基本料2,000円	・ 久喜市高齢者福祉課 ・ 各行政センター福祉係（1ページ）
徘徊高齢者・障がい者探索システム	認知症により徘徊行動のある65歳以上の方、認知症により徘徊行動のある40歳から64歳までの要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は18歳以上で療育手帳の交付を受けている方を在宅で介護する家族	携帯端末機を身につけた本人の行方がわからなくなった場合、家族から情報センターへ探索依頼をすると、おおよその居場所をオペレーターが案内します。家族の要請を受けた緊急対応員が急行し、一時保護します。 【利用料】 加入料金等1,144円 基本使用料年額9,000円	・ 久喜市高齢者福祉課 ・ 各行政センター福祉係（1ページ）
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール	認知症などで徘徊のおそれのある65歳以上の方、認知症により徘徊行動のある40歳から64歳までの要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は18歳以上で療育手帳の交付を受けている方又は医師により高次脳機能障がいと診断されている方	認知症などで徘徊のおそれのある方の靴などに張り付けて使用するシールを配布します。本人およびご家族の登録情報を市と久喜警察署、幸手警察署で共有することにより、徘徊先などで警察等に保護された場合に、印字された登録番号から早期に身元が確認できます。初回は無料で配布します。再交付は実費負担となります。	・ 久喜市高齢者福祉課 ・ 各行政センター福祉係（1ページ）
ボランティアの派遣	ボランティアの派遣を必要としている方	派遣を必要とする場合はお問い合わせください。	久喜市社会福祉協議会・各支所（2ページ）
心身に障がいのある方の運転免許適性相談	・ 心身に障がいのある方で、これから運転免許を取得したい方 ・ 運転免許を取得した後に心身に障がいが生じた方	月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後3時	埼玉県警察本部運転免許センター 安全運転相談室 TEL 048-543-2001
ほじょ犬の給付	視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由などにより日常生活に著しく制限がある身体障がい者	ほじょ犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方にほじょ犬を給付します。	埼玉県障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当 TEL 048-830-3309 FAX 048-830-4789

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
駐車禁止除外指定車標章の交付	身体障がい者等で歩行が困難な方等	標章を車両に掲出することで、駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも、他の交通の妨げにならなければ、駐車することができます。	・久喜警察署 TEL 0480-24-0110 FAX 0480-24-0110 ・幸手警察署(栗橋地区) TEL 0480-42-0110 FAX 0480-42-0110
中途失聴者手話講習会	途中で聴力を失った方で、手話ができない方	途中で聴力を失った方に向けて手話講習会を開いています。	埼玉聴覚障害者情報センター 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館内 TEL 048-814-3351 FAX 048-814-3352
オストメイト社会適応訓練	人工肛門・人工膀胱の造設者	ストマ用装具の取り扱いや日常生活上の注意事項等の相談会を実施します。	(公社)日本オストミー協会 埼玉県支部 TEL・FAX 048-835-5226
福祉用具の貸出	病気やけが等により、一時的に必要な方、又は他の制度やサービスの利用が難しい高齢者・障がい者等	無料で福祉用具(車いす等)の貸出を行っています。貸出期間は原則6ヵ月以内です。	久喜市社会福祉協議会・各支所(2ページ)
ふくし総合相談窓口	市内住民	どこに相談したらよいかわからない福祉のご相談をお受けします。	久喜市社会福祉課内
福祉なんでも相談事業	市内住民	社会福祉士等が総合的な相談を行います。	久喜市社会福祉協議会
ヒヤリンググループ・軟骨伝導イヤホン設置	耳の聞こえに不安がる方	ヒヤリンググループ・軟骨伝導イヤホンを設置しています。	久喜市障がい者福祉課 他各施設等

埼玉県の研修等施設

埼玉県障害者交流センター

障がい者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上を目的とした講習会や、スポーツ・レクリエーションなどの便宜を提供します。

《窓口》埼玉県障害者交流センター TEL 048-834-2222 FAX 048-834-3333
〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1

埼玉県県民活動総合センター

生涯学習活動を促進を目的に、各種講演会・講習会・研修会などを行っています。また、ボランティアをはじめとする各種学習・活動相談窓口や、スポーツ・レクリエーション施設もあります。宿泊施設も併設しており、障がい者や介護者は低料金で宿泊できます。

《窓口》埼玉県県民活動総合センター TEL 048-728-7112 FAX 048-728-7130
〒362-0812 北足立郡伊奈町内宿台 6-26

埼玉県伊豆潮風館

障がい者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設です。障がい者や高齢者、また重度障がい者の付添いの方は低料金で宿泊できます。

《窓口》伊豆潮風館 TEL 0557-51-1504 FAX 0557-51-3436
〒413-0231 静岡県伊東市富戸 1317-89

サポート手帳

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障がいのある方（その他、発達に気がかりな点のある方など）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援が受けられること、また、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうことを目的に、希望者に対し「サポート手帳」を配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各行政センター福祉係の他、こども家庭保健課、教育委員会指導課でも配布しています。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

発達障がい児・者のための支援ガイド

発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達に不安や心配のある方が、早期に相談・支援につながるができるよう、相談支援の窓口や利用できる主な福祉制度等について掲載した、「発達障がい児・者のための支援ガイド」を配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各行政センター福祉係の他、こども家庭保健課、教育委員会指導課、地域保健課（中央・栗橋保健センター）でも配布しています。なお、QRコード先のホームページから電子版もダウンロードできます。



《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

久喜市児童通所支援施設一覧

児童発達支援、放課後等デイサービスの通所先を決める際に活用できるよう、活動内容や特徴等をまとめたものを配布しています。配布場所は障がい者福祉課又は各行政センター福祉係の他、こども家庭保健課、教育委員会指導課でも配布しています。なお、QRコード先のホームページから電子版もダウンロードできます。



《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック

医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族の皆様のお役に立てるよう、相談先の紹介や各種制度・サービスの内容、緊急時に備えての対応などをまとめて、わかりやすく収録したものです。配布場所は障がい者福祉課又は各行政センター福祉係の他、地域保健課、子育て支援課、こども家庭保健課、保育幼稚園課、こども育成課、教育委員会（教育総務課、指導課）でも配布しています。なお、QRコード先のホームページから電子版もダウンロードできます。



《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

電話リレーサービス／文字表示電話サービス（ヨメテル）/手話リンク

電話リレーサービス/文字表示電話サービス（ヨメテル）

聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。

※利用するには事前の登録が必要です。

手話リンク

音声電話の利用が難しい人が、カメラを搭載したパソコンやスマートフォンなどで自治体ホームページ上の「手話で電話する」ボタンをクリックすることで、電話リレーサービスのオペレーターを介して、音声電話の窓口に直接問い合わせることができます。

《窓口》日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター
TEL 03-6275-0912



聴覚障がい者福祉カード

聴覚障がい者が日常の生活を送るうえで、周囲の方に簡単な手助けや協力をお願いしやすくすることができるカードです。

《窓口》障がい者福祉課・各行政センター福祉係（1ページ参照）

障がい者に関するマーク

障がい者に関するマークは、主に次のようなものがあります。

（マークの掲載については、関係団体等の許可を得て掲載しています。）

◇身体障がい者標識（障がい者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。（各警察署交通課）

◇聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。（各警察署交通課）

◇耳マーク



聴覚障がい者であることを示す国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。（社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

◇障がい者のための国際シンボルマーク



このマークは、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。車椅子をご利用の方だけではなく、すべての障がい者を対象としています。（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

◇視覚障がい者を表示する国際シンボルマーク



視覚障がい者を表す世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。（世界盲人連合、社会福祉法人日本盲人福祉委員会）

◇オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解とご協力をお願いします。（公益社団法人日本オストミー協会）

◇ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいのある人」を表すマークです。心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を総称して「内部障がい」といい、これらの障がいのある方々は、外見的にはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。（内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会）

◇ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも、補助犬が同伴できるようになりました。補助犬は体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。（厚生労働省）

◇ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。このマークを身につけている方を見かけたら、バスや電車で席を譲るなどの配慮や支援をお願いします。（東京都）

選挙投票に関する制度や支援

郵便等による不在者投票

郵便等投票制度とは、身体が不自由なため、投票日に投票所へ行くことが困難な方が、自宅等で投票用紙に記入し、郵便または信書便を利用して投票できる制度です。

制度を利用するにあたっては事前に登録が必要で、また、制度を利用できる方には要件があります。

○制度を利用できる方

身体障害者手帳

障がい等の種類	障がい等の程度
両下肢、体幹、移動機能	1級、2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
免疫、肝臓	1級、2級、3級

戦傷病者手帳

障がい等の種類	障がい等の程度
両下肢、体幹	特別項症、第1項症、第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症

介護保険の被保険者証

障がい等の種類	障がい等の程度
要介護状態区分	要介護5

※複数の障がいがある方の場合、手帳全体の級別ではなく、該当する障がいの内容の級別によって対象かどうかが決まりますので、ご注意ください。

《郵便等投票の代理記載制度》

郵便等投票制度を利用できる方のうち、自ら投票の記載をすることができない方で下記に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

申請にあたっては、郵便等投票証明書交付申請書（代理記載用）のほか、代理記載人の届出書、同意書及び宣誓書の提出が必要となります。

○代理記載制度を利用できる方

障がい等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症、第1項症、第2項症

登録の申請は随時受け付けていますが、申請していただいてから郵便等投票証明書の交付までに時間がかかることから、早めの申請をお願いします。

代理投票

病気やけが、その他の事情によって、投票用紙に自筆で文字を記入できない方のため、投票所の職員が代理で投票用紙への記入を行う制度です。希望する方は、投票所の職員にお伝えください。

※事前に用意した候補者のメモ等をお持ちいただいてもかまいませんが、ほかの選挙人の目に触れないようご注意ください。

点字投票

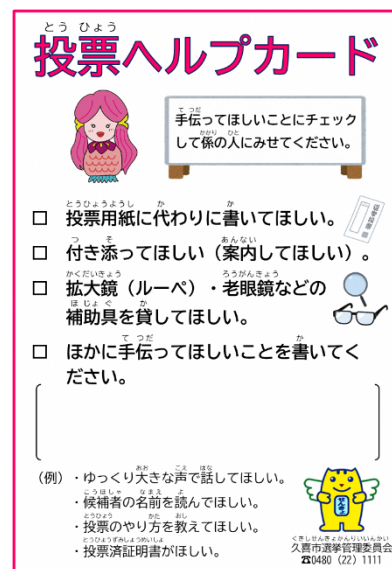
視覚が不自由な方は、点字器を使用して点字用の投票用紙により投票ができます。希望する方は、投票所の職員にお伝えください。点字器は、投票所に備えています。

投票所に備えている支援用品

- ・投票用紙記入補助具（投票用紙に記入する位置が分かりやすくなる補助具）
- ・投票ヘルプカード（必要な支援を記入し提示することで、支援を円滑に受けられるカード）
- ・コミュニケーションボード（よくある問合せ等をイラストや文字で記載したボード）
- ・筆談用ホワイトボード ・老眼鏡、拡大鏡 ・点字器 ・点字版候補者氏名等一覧
- ・車椅子 ・文鎮 など



投票用紙記入補助具



投票ヘルプカード

《窓口》久喜市選挙管理委員会 0480-22-1111

このほか、投票所への移動の際のサービスの相談は障がい者福祉課・各行政センター福祉係へ

緊急時（事件・事故）の連絡先

聴覚障がいのある方などが、携帯電話からのメールで110番通報することができます。

メール110番

事件や事故の際に、携帯電話・スマートフォンやパソコンから専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により緊急通報を受理します。

- ・通報用アドレス（URL）<http://saitama110.jp/>
- ・練習用アドレス（URL）<http://saitama110.jp/tr/>

※練習用アドレスはシステムで自動対応します。

※お持ちの端末でご利用できるかどうか、事前に練習用アドレスでご確認ください。

ファックス110番

事件や事故の際に、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

- ・FAX 0120-264-110

110番アプリシステム

スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報できます。インターネットでアプリをダウンロードして、名前などを登録してから利用できます。

《窓口》埼玉県警察本部 地域部通信指令課
〒330-8533 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-832-0110

緊急時（火事・救急）の連絡先

聴覚障がいのある方などが、携帯電話からのメールで119番通報することができます。

ファックス119番

火事や救急の際に、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

- ・FAX（局番なしの） 119

NET119

火事や救急の際に、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して緊急通報を受理します。

《窓口》埼玉東部消防組合消防局 指令課
〒346-0021 久喜市上早見 396
TEL 0480-21-2266 FAX 0480-23-1542

久喜市の情報発信

電話応答サービス

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます。放送内容が聞き取れなかった場合や、内容を確認する際にぜひご利用ください。

TEL 0120-220-300（通話料はかかりません）

TEL 0480-22-6177（有料）

※市外局番（0480）以外の地域や、携帯電話からご利用いただく場合

公式 SNS

イベント情報や市政情報などをタイムリーに発信しています。また、災害時の情報発信ツールとしても活用します。各サービスの検索バーでアカウント名等を検索するか、QRコードを読み取ってください。

SNS 名	アカウント名	ユーザー名/ID	QR コード
X (旧 twitter)	久喜市	Kuki_City_PR	
facebook	久喜市	City.Kuki	
LINE	久喜市	@ixn7684j	

公式動画チャンネル

「YouTube (ユーチューブ)」に久喜市公式動画チャンネルを開設し、プロモーションビデオやイベントの開催風景など、市の魅力を動画でお伝えします。YouTube で「久喜市公式」と検索するか QR コードを利用してください。



防災アプリ

市の防災情報を1つにまとめたスマートフォン用のアプリです。防災行政無線の放送内容や災害時の避難情報、ハザードマップなどをスマートフォンやタブレット端末で見ることができます。QRコードから市ホームページをご確認ください。



緊急情報架電サービス

携帯電話、スマートフォンをお持ちでない方へ、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、避難情報や緊急情報を固定電話やFAXに伝達します。申込書に、必要事項を記入の上、下記窓口へ提出(郵送可)してください。

《問合せ》 危機管理課

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-21-1641

【身体障害者障害程度等級表】(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

		1級	2級	3級	
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
機能の障害	聴覚又は平衡		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声言語機能又はそしゃく機能障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	
肢体不自由	上肢	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	
	下肢	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの	
	体幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)。	
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く)。	

4級	5級	6級	7級
1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したものの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及びびひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したものの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5. 一上肢の中指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	【備考】		
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とする。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。		
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

各種サービスの問合せ

久喜市役所 障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見 85-3 久喜市役所 2階
TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319
E-mail : shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

菖蒲行政センター 菖蒲福祉係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 菖蒲行政センター 1階
TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806
E-mail : shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

栗橋行政センター 栗橋福祉係

〒349-1192 久喜市間鎌 251-1 栗橋行政センター 1階
TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027
E-mail : shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

鷺宮行政センター 鷺宮福祉係

〒340-0295 久喜市鷺宮 6-1-1 鷺宮行政センター 1階
TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020
E-mail : shakaifukushi@city.kuki.lg.jp